

会計情報

Vol. 601

2026.9

Accounting, Tax & Consulting

改正企業会計基準第27号「法人
税等に関する会計基準」等の解説

会社法制(株式・株主総会等関係)
の見直しに関する中間試案の概要

2026年上期IPO市場の動向



Contents

	ページ	
	2	改正企業会計基準第27号「法人税等に関する会計基準」等の解説 公認会計士 鴨川 慶寿
	7	会社法制(株式・株主総会等関係)の見直しに関する中間試案の概要 公認会計士 大屋敷 知子 公認会計士 清水 恭子
	13	2026年上期IPO市場の動向 IPO監査事業部 公認会計士 鈴木 美智子
会計・監査	21	金融庁:「金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案」の成立 『会計情報』編集部
	22	金融庁・(株)東京証券取引所:コーポレートガバナンス・コード(2026年改訂版)の公表 『会計情報』編集部
	24	JICPA:中小事務所等施策調査会研究報告第10号「第1四半期又は第3四半期の四半期決算短信に含まれる四半期連結財務諸表等に関する表示のチェックリスト」の改正 『会計情報』編集部
IFRS	25	iGAAP in Focus財務報告 IFRS第18号の適用に向けた準備 トーマツIFRSセンター・オブ・エクセレンス
	32	iGAAP in Focus財務報告 IASBは、関連会社及び共同支配企業に対する投資の公正価値オプションの修正を最終化する トーマツIFRSセンター・オブ・エクセレンス
会計基準等開発動向	34	会計基準等開発動向 『会計情報』編集部
Information	38	新刊書籍のご案内

改正企業会計基準第27号「法人税等に関する会計基準」等の解説

公認会計士 かもがわ よしひさ 鴨川 慶寿

1. はじめに

2026年7月7日、企業会計基準委員会（以下「ASBJ」という。）は、以下の企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針（以下、合わせて「改正法人税等会計基準等」という。）を公表した¹。なお、審議の内容に鑑み、企業会計基準第27号の名称が「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」から「法人税等に関する会計基準」に改称された。

- ・改正企業会計基準第27号「法人税等に関する会計基準」（以下、企業会計基準第27号のことを「法人税等会計基準」という。また、改正後の法人税等会計基準を「改正法人税等会計基準」という。）
- ・改正企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（以下、企業会計基準適用指針第28号のことを「税効果適用指針」という。また、改正後の税効果適用指針を「改正税効果適用指針」という。）
- ・改正実務対応報告第42号「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（以下「改正実務対応報告第42号」という。）
- ・改正移管指針第6号「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」（以下「改正キャッシュ・フロー実務指針」という。）
- ・企業会計基準第43号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（その3）」（以下「税効果会計基準一部改正」という。）
- ・企業会計基準第44号「『連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準』の一部改正（その4）」（以下「キャッシュ・フロー作成基準一部改正」という。）

また、ASBJは、改正法人税等会計基準等が適用される際に、実務に資するための情報を提供することを目的として、補足文書「我が国における課税対象利益を基礎とする税金及び税効果会計における税率に関する取扱いについて」（以下「本補足文書」という。）を公表した¹。

2. 改正法人税等会計基準等の公表の経緯

改正前の法人税等会計基準は、具体的な税金を挙げ、当該税金について規定する税法を参照することによ

り適用対象となる税金を特定して会計処理及び開示について定めていたことから、個別の税金の創設を受けて都度改正を行ってきた。2024年年次改善プロジェクトの審議の過程において、その適用対象となる税金に関して、原則的な定めを置き具体的な税金を特定しない方法に見直すことを検討してはどうかとの意見が聞かれた。当該意見を踏まえて、ASBJは、2024年11月の公開草案「2024年年次改善プロジェクトによる企業会計基準等の改正（案）」の公表時に、法人税等会計基準の適用対象となる税金を特定する方法を見直すことについて、市場関係者からコメントを募集したところ、概ね支持するコメントが寄せられた。これを受けて、ASBJは、2025年5月より審議を開始し、2026年1月に企業会計基準公開草案第94号「法人税等に関する会計基準（案）」等を公表した。

改正法人税等会計基準等は、2026年1月に公表された公開草案に対して寄せられたコメントを踏まえて検討が行われ、当該公開草案の内容を一部修正したうえで公表されたものである。

なお、令和7年度税制改正により防衛特別法人税が創設され、2026年4月1日以後に開始する事業年度から課されることに伴い、ASBJは、2025年2月20日に、防衛特別法人税に関する税効果会計の取扱いを明確にすることを目的として、補足文書「2025年3月期決算における令和7年度税制改正において創設される予定の防衛特別法人税の税効果会計の取扱いについて」を公表した。その後、法人税等会計基準等の改正については、一定の周知期間又は準備時間を確保する観点から、ASBJは、2026年2月27日に、税効果会計だけではなく当期税金の取扱いも明らかにすることを目的として、実務対応報告第48号「防衛特別法人税の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」（以下「実務対応報告第48号」という。）を公表した。

実務対応報告第48号は、防衛特別法人税が課される2026年4月1日以後に開始する連結会計年度及び事業年度に備えて短期的な対応を行うために公表されたものであるため、改正法人税等会計基準等の適用により、その適用を終了する（改正法人税等会計基準21-2項及び49項）。

¹ リンク先のASBJのホームページを参照のこと。
(https://www.asb-j.jp/accounting_standards/y2026/2026-0707.html)

3. 改正法人税等会計基準の概要

個別の税金が税制改正により創設される都度、法人税等会計基準を改正する場合、税制改正から適用までの短期間で会計基準等の改正を行う必要があり、場合によっては上述したように、補足文書で対応することもあった。

改正法人税等会計基準では、個別の税金が税制改正により創設されてもその都度会計基準等を改正しなくてもよいよう、具体的な個別の税金に関する会計処理及び開示を定めることを目的とするのではなく、主として法人税その他の課税対象利益を基礎とする税金に関する会計処理及び開示を定めることを目的としたうえで、課税対象利益を基礎とする税金と課税対象利益を基礎とする税金に該当しないものに区分し、各々の取扱いが定められている。

ここで、改正法人税等会計基準では、「課税対象利益」と「課税対象利益を基礎とする税金」が以下のとおり定義されている。

- ・「課税対象利益」とは、課税当局の定めに従って算定された特定の事業年度の利益であり、当該利益を対象として税金が課されるものをいう（改正法人税等会計基準4項(1)）。
 - ・「課税対象利益を基礎とする税金」とは、課税対象利益を基礎として、課税当局の定めに従って算定された税金及びその付加税をいう。課税対象利益を基礎とする税金には、例えば、我が国の法人税、住民税のうち法人税額を課税標準として課すもの（以下「住民税（法人税割）」という。）及び事業税のうち所得によって課すもの（以下「事業税（所得割）」という。）が含まれる（改正法人税等会計基準4項(2)）。
- なお、課税対象利益は、課税年度の法人所得に対して

課される税金の課税標準となるものであり、課税対象利益に該当するものの例として、法人税法における「所得の金額（又は欠損金額）」が挙げられている（改正法人税等会計基準28-3項）。また、ある税金が課税対象利益を基礎とする税金に該当するかどうかは、税金が課される対象ごとに、基本的に課税標準ごとに判断されると考えられる（改正法人税等会計基準28-4項及び企業会計基準公開草案第94号「法人税等に関する会計基準（案）」等に対するコメント5））。

課税対象利益を基礎とする税金と課税対象利益を基礎とする税金に該当しないものの会計処理と開示の概要は【図表1】のとおりである。なお、【図表1】では、当事業年度に生じたものの会計処理及び開示の取扱いを記載しており、更正等の取扱いは記載していない。

会計処理等に影響が生じる可能性のある改正内容として、以下が挙げられる。

- ・住民税（均等割）は、損益計算書の「法人税等」には含めず、その内容に応じた適切な表示区分に表示する（改正法人税等会計基準18-2項）。
- 【改正前】損益計算書の税引前当期純利益（又は損失）の次に、「法人税、住民税及び事業税」等の適切な科目をもって表示する。
- ・住民税（均等割）、事業税（付加価値割）及び事業税（資本割）の貸借対照表における表示は、「未払法人税等」（還付の場合は「未収還付法人税等」）以外のその内容に応じた適切な科目をもって表示する。ただし、重要性が乏しい場合、「未払法人税等」（還付の場合は「未収還付法人税等」）に含めて表示することができる（改正法人税等会計基準18-3項）。
- 【改正前】「未払法人税等」（還付の場合は「未収還付法人税等」）などその内容を示す科目をもって表示する。

【図表1】 課税対象利益を基礎とする税金と課税対象利益を基礎とする税金に該当しないものの会計処理と開示の概要

項目	会計処理	開示
課税対象利益を基礎とする税金	当事業年度の納付済みの額に納付予定の額を加算した額（又は還付が見込まれる額を減算した額。これには税務上の欠損金の繰戻しにより還付を請求する額及び税額控除の際に法人税額等から控除しきれないことにより還付される額を含む。）を法令を適用して算定し、損益に計上する（改正法人税等会計基準5項）。	・損益計算書の税引前当期純利益（又は損失）の次に、「法人税等」などの適切な科目をもって表示する（改正法人税等会計基準9項）。 ・納付されていない税額は、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものは、貸借対照表の流動負債の区分に、「未払法人税等」などその内容を示す科目をもって表示する。また、貸借対照表日の翌日から起算して1年を超えて支払の期限が到来するものは、貸借対照表の固定負債の区分に、「長期未払法人税等」などその内容を示す科目をもって表示する（改正法人税等会計基準11項）。 ・既に納付済みの税額を下回ること等により還付されるとき、当該還付税額のうち受領されていない税額は、貸借対照表の流動資産の区分に、「未収還付法人税等」などその内容を示す科目をもって表示する（改正法人税等会計基準12項）。

項目		会計処理	開示
課税対象利益を基礎とする税金に該当しないもの	住民税（均等割）、事業税（付加価値割）及び事業税（資本割）	法令を適用して算定した額を損益に計上する（改正法人税等会計基準8-3項）。	・損益計算書の「法人税等」には含めず、その内容に応じた適切な表示区分に表示する（改正法人税等会計基準18-2項）。 ・貸借対照表における表示は、「未払法人税等」（還付の場合は「未収還付法人税等」）以外のその内容に応じた適切な科目をもって表示する。ただし、重要性が乏しい場合、「未払法人税等」（還付の場合は「未収還付法人税等」）に含めて表示することができる（改正法人税等会計基準18-3項）。
	受取利息及び受取配当金等に課される源泉所得税等	損益に計上する（改正法人税等会計基準8-4項）。	・税額控除の対象となる税額 (1) 税額控除を選択する場合 損益計算書の「法人税等」に含めて表示する。 (2) 税額控除を選択しない場合 損益計算書の「法人税等」に含めず、その内容に応じた適切な表示区分に表示する。 (改正法人税等会計基準18-4項) ・税額控除の対象とならない税額 損益計算書の「法人税等」に含めず、その内容に応じた適切な表示区分に表示する（改正法人税等会計基準18-5項）。
	親会社及び国内子会社が外国の法令に従い納付する税金で課税対象利益を基礎とする税金に該当しないもの	損益に計上する（改正法人税等会計基準8-5項）。	・税額控除の対象となる税額 (1) 税額控除を選択する場合 損益計算書の「法人税等」に含めて表示する。 (2) 税額控除を選択しない場合 損益計算書の「法人税等」に含めず、その内容に応じた適切な表示区分に表示する。 (改正法人税等会計基準18-7項) ・税額控除の対象とならない税額 損益計算書の「法人税等」に含めず、その内容に応じた適切な表示区分に表示する（改正法人税等会計基準18-8項）。 ・外国子会社配当益金不算入制度の適用を受ける外国子会社（法人税法第23条の2）から受ける配当に係る外国源泉所得税の額 「法人税等」に含めて表示する（改正法人税等会計基準18-9項）。

4. 税効果会計基準一部改正及び改正税効果適用指針の概要

改正法人税等会計基準において「課税対象利益を基礎とする税金」が定義されたことを受け、「税効果会計に係る会計基準」（1998年10月企業会計審議会）（以下「税効果会計基準」という。）の「第一 税効果会計の目的」の定めにおける法人税等の定義が改正されている（税効果会計基準一部改正2項及びBC2項）。税効果会計基準一部改正による一部改正前の税効果会計基準（以下「一部改正前の税効果会計基準」という。）との比較は【図表2】を参照いただきたい。改正税効果適用指針においても、税効果会計基準一部改正にあわせて法人税等の定義が見直されたが、法人税等に該当する税金は従来と同様であり、税効果会計の対象となる税金に関して変更を意図するものではないとされている（改正税効果適用指針4項(2)及び91項並びに税効果会計基準一部改正BC3項）。

改正前の税効果適用指針では、法定実効税率の具体的

な算式が定められていたが、改正税効果適用指針では、法定実効税率を課税対象利益に対する法令上規定された税率に基づく税負担の比率と定義し（改正税効果適用指針4項(11)）、具体的な算式は後述の本補足文書にて示されている。また、改正法人税等会計基準において、同会計基準の適用範囲についての原則的な定めを置き具体的な税金を特定しない方法に見直されていることから、改正税効果適用指針は国税と地方税を定義（改正税効果適用指針4項(12)及び(13)）したうえで、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に用いる税率の定めにつき、課税主体に着目した税金の分類により文言の見直しがされている（改正税効果適用指針46項、47項及び150-3項）。

加えて、改正前の税効果適用指針において示されていた「[設例10] 法定実効税率の算定」、「[設例11] 改正地方税法等が決算日以前に成立し、当該改正地方税法等を受けた改正条例が当該決算日に成立していない場合の法定実効税率の算定」が削除され、後述の本補足文書にて示されている。

【図表2】一部改正前の税効果会計基準と税効果会計基準一部改正との比較

項目	一部改正前の税効果会計基準	税効果会計基準一部改正
第一 税効果会計の目的	税効果会計は、企業会計上の資産又は負債の額と課税所得計算上の資産又は負債の額に相違がある場合において、 <u>法人税その他の利益に関連する金額を課税標準とする税金</u> （以下「法人税等」という。）の額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益と法人税等を合理的に対応させることを目的とする手続である。	税効果会計は、企業会計上の資産又は負債の額と課税所得計算上の資産又は負債の額に相違がある場合において、 法人税その他の課税対象利益を基礎とする税金 （以下「法人税等」という。）の額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益と法人税等を合理的に対応させることを目的とする手続である。

5. 改正実務対応報告第42号の概要

改正法人税等会計基準において適用対象となる税金の定め方の見直しを行ったことを受け、改正実務対応報告第42号の目的をグループ通算制度を適用する場合における法人税などのグループ通算制度の対象とされている税金及び税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを明らかにすること（改正実務対応報告第42号2項）としたうえで、これに整合するよう表現の見直しがされている（改正実務対応報告第42号36-2項）。

また、「[設例5] 繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に用いる税率」が削除され、後述の本補足文書で示されている。

6. キャッシュ・フロー作成基準一部改正及び改正キャッシュ・フロー実務指針の概要

改正法人税等会計基準において「課税対象利益を基礎とする税金」が定義されたことを受け、キャッシュ・フ

ロー作成基準一部改正では、法人税その他の課税対象利益を基礎とする税金が法人税等と定義されている（キャッシュ・フロー作成基準一部改正2項及びBC2項）。キャッシュ・フロー作成基準一部改正による一部改正前の「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」（1998年3月企業会計審議会）（以下「一部改正前のキャッシュ・フロー作成基準」という。）との比較は【図表3】を参照いただきたい。

改正キャッシュ・フロー実務指針では、住民税（均等割）は「営業活動によるキャッシュ・フロー」に含まれるキャッシュ・フローではあるが、事業税（付加価値割）及び事業税（資本割）と同様に「法人税等の支払額」に含めてはならないとされている（改正キャッシュ・フロー実務指針10項及び35-2項）。これは、改正法人税等会計基準において、住民税（均等割）の損益計算書における表示に関して、事業税（付加価値割）及び事業税（資本割）と整合的な取扱いとしたため、キャッシュ・フロー計算書においても、事業税（付加価値割）及び事業税（資本割）と取扱いを整合させたものである。

【図表3】一部改正前のキャッシュ・フロー作成基準とキャッシュ・フロー作成基準一部改正との比較

項目	一部改正前のキャッシュ・フロー作成基準	キャッシュ・フロー作成基準一部改正
連結キャッシュ・フロー計算書作成基準 第二 作成基準 二 表示区分	2 法人税等（住民税及び利益に関連する金額を課税標準とする事業税を含む。）に係るキャッシュ・フローは、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載する。	2 法人税その他の課税対象利益を基礎とする税金（以下「法人税等」という。） に係るキャッシュ・フローは、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載する。

7. 適用時期及び経過措置

（1）適用時期

改正法人税等会計基準等では、適用時期について以下のように定められている（改正法人税等会計基準20-7項及び47項、改正税効果適用指針65-6項、改正実務対応報告第42号33-2項、改正キャッシュ・フロー実務指針26-9項、税効果会計基準一部改正5項及びBC6項並びにキャッシュ・フロー作成基準一部改正3項及びBC3項）。

- ・2028年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する。
- ・ただし、公表日以後開始する連結会計年度及び事業年

度の期首から適用することができる。

（2）経過措置

改正法人税等会計基準等の適用初年度において、改正法人税等会計基準等を適用することによりこれまでの会計処理と異なることとなる場合、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を適用初年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首から新たな会計方針を適用することができるとされている（改正法人税等会計基準20-8項）。

また、企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」14項の定めにかかわらず、適用初年度の比較情報について、新た

な表示方法に従い組替えを行うことを要しないとされている（改正法人税等会計基準20-9項及び改正キャッシュ・フロー実務指針26-10項）。

8. 本補足文書の概要

改正法人税等会計基準では個別の税金ごとの具体的な取扱いを示さず、個別の税金ごとの具体的な取扱いは本補足文書で示されている。本補足文書には、以下の項目に関して記載されている。

- ・我が国における課税対象利益を基礎とする税金
- ・法定実効税率の算定

- ・住民税（法人税割）、事業税（所得割）などの地方税についての繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に用いる税率

- ・グループ通算制度を適用する場合における繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に用いる税率

この点、改正前の税効果適用指針及び実務対応報告第42号から削除された税効果会計における税率に関する取扱いについての設例は、本補足文書の別紙に記載されている。改正前の税効果適用指針及び実務対応報告第42号と本補足文書の別紙の対応関係は【図表4】のとおりである。

【図表4】 改正前の税効果適用指針及び実務対応報告第42号の設例と本補足文書の別紙の対応関係

改正前の税効果適用指針及び実務対応報告第42号の設例	本補足文書
改正前の税効果適用指針 〔設例10〕 法定実効税率の算定	（別紙1） 法定実効税率の算定例
改正前の税効果適用指針 〔設例11〕 改正地方税法等が決算日以前に成立し、当該改正地方税法等を受けた改正条例が当該決算日に成立していない場合の法定実効税率の算定	（別紙2） 改正地方税法等が決算日以前に成立し、当該改正地方税法等を受けた改正条例が当該決算日に成立していない場合の法定実効税率の算定例
改正前の実務対応報告第42号 〔設例5〕 繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に用いる税率	（別紙3） グループ通算制度を適用する場合における繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に用いる税率の算定例

9. おわりに

改正法人税等会計基準等の適用により、住民税（均等割）の取扱いを除けば、従来からの取扱いに大きな変更が生じることは想定されていない。もっとも、「課税対象利益を基礎とする税金」の用語の新設や「法人税等」の定義の見直しに伴い、住民税（均等割）の取扱い以外についても個別の検討を要する可能性がある点にご留意いただきたい。

なお、改正法人税等会計基準等では、適用対象となる税金に関して、原則的な定めを置き具体的な税金を特定

しない方法に見直しがされているため、どのような税金がその定めに合致するか判断は実務にゆだねられることになると考えられる。この点、本補足文書は、企業会計基準等の一部ではないが、企業会計基準等を適用するにあたり、実務に資するための情報を提供するものとなっている。今後税制改正によって個別の税金の創設又は廃止が行われたときには、本補足文書の変更により機動的に情報提供されることで、実務上の利便性を向上させることが期待される。

以上

会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する中間試案の概要

公認会計士 おおやしき ともこ 大屋敷 知子
公認会計士 しみず きょうこ 清水 恭子

はじめに

2005年に成立した会社法については、その後の改正により二度にわたって実質的な見直しがされたが、2019年の改正から5年以上が経過しており、近年の社会経済情勢の変化等に伴い、検討することが必要な会社法に係る課題が複数指摘されるに至っている。

そこで、2025年2月、法制審議会第201回会議において、法務大臣から、「近年における社会経済情勢の変化等に鑑み、株式の発行の在り方、株主総会の在り方、企業統治の在り方等に関する規律の見直しの要否を検討の上、当該規律の見直しを要する場合にはその要綱を示されたい。」との諮問がされ（諮問第127号）、その調査審議のため、法制審議会会社法制（株式・株主総会等関係）部会（部会長・神作裕之学習院大学法学部教授。以下、「部会」という）が設置された。

部会では、2025年4月から2026年3月までの間、計12回の審議を重ね、同月18日の第12回会議において「会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する中間試案」¹（以下、「試案」という）が取りまとめられた。これを受け、事務当局である法務省民事局参事官室は、2026年4月2日付けで試案及びその補足説明を公表し、5月22日までの期間、パブリック・コメントを実施していた。

1. 試案の概要

試案で取り上げている事項は、以下の通りである。

第1部	株式の発行の在り方に関する規律の見直し
第1	株式の無償交付の対象範囲の見直し
第2	株式交付制度の見直し
第3	現物出資制度の見直し
第2部	株主総会の在り方に関する規律の見直し
第1	バーチャル株主総会及びバーチャル社債権者集会
第2	実質株主確認制度
第3	株主総会のデジタル化に関するその他の検

討事項	
第4	「会議体」としての株主総会等に関する規律の見直し
第5	株主提案権に関する規律の見直し
第6	その他
第3部	企業統治の在り方に関する規律及びその他の規律の見直し
第1	指名委員会等設置会社制度の見直し
第2	責任限定契約制度の見直し
第3	事業報告等及び有価証券報告書の開示の合理化

本稿では、このうち、開示の実務に影響すると考えられる「事業報告等及び有価証券報告書の開示の合理化」と、会計処理に影響する可能性のある「株式の無償交付の対象範囲の見直し」について解説する。

2. 事業報告等及び有価証券報告書の開示の合理化

■試案 第3部 第3 事業報告等及び有価証券報告書の開示の合理化
事業報告等及び有価証券報告書の開示の合理化に関し、次の1及び2の規律を設けるものとする。
1 上場会社が電子提供措置開始日までに事業報告等（計算書類及び事業報告並びに連結計算書類をいう。以下同じ。）の開示事項の全てを記載した有価証券報告書を提出した場合には、事業報告等を作成することを要しない。
2 会計監査人が1の有価証券報告書について金商法に基づく監査をした場合には、会社法に基づく会計監査人の監査をしたものとみなす。
（注） 1の見直しをする場合には、有価証券報告書のうちの事業報告等の開示事項に相当する部分について、事業報告等に関する会社法の規定（2の規定を除く。）を適用することを想

¹ 法務省のウェブサイト「法務省：「会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する中間試案」（令和8年3月18日）の取りまとめ」（https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900001_00333.html）を参照されたい。

定している。

(1) 試案の背景

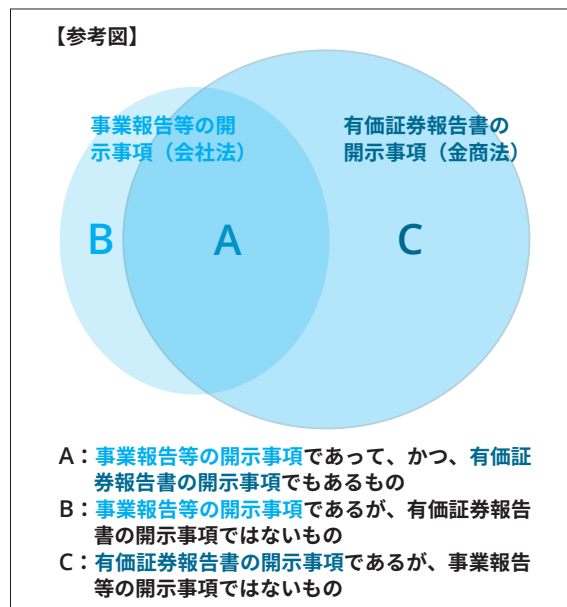
① 現行法の規律と見直しに関する指摘

金融商品取引法（以下「金商法」という）上、金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者である会社は、事業年度ごとに、有価証券報告書を、当該事業年度経過後3か月以内に、内閣総理大臣に提出しなければならないとされている（金商法第24条第1項）。また、上場会社などの振替株式を発行する会社は電子提供措置をとる旨を定款で定めなければならない（社債、株式等の振替に関する法律第159条の2第1項）、会社法上、その旨の定款の定めがある株式会社の取締役は、所定の場合には、株主総会の日の3週間前の日又は定時株主総会の招集の通知を発した日のいずれか早い日（電子提供措置開始日）から、事業報告等に記載され、又は記録された事項等の所定の事項に係る情報について継続して電子提供措置をとらなければならないとされている（会社法第325条の3第1項）。

この点について、事業報告等の開示事項及び有価証券報告書の開示事項には重複が多い一方で、細目において多くの相違点が存在している（図表1参照）。そのため、

現行法上、事業報告等の開示事項であるが有価証券報告書の開示事項ではないものも存在し（図表2参照）、上場会社においてこれらの類似する二つの書類を作成するのに多大な負担が生じているとの指摘がある。

図表1 事業報告等及び有価証券報告書の開示事項の関係



（出典：試案の補足説明）

図表2 事業報告等に固有の事項（図表1の「B」）の例

開示書類	開示事項	条文
事業報告	各社外役員の当該事業年度における主な活動状況（取締役会における発言の状況、不当な業務執行等の発生後の対応等）	会社法施行規則第124条第4号ロ及びニ等
事業報告	社外役員の親会社等からの報酬等	会社法施行規則第124条第7号
事業報告	辞任した会社役員又は解任された会社役員の氏名や意見等	会社法施行規則第121条第7号イ及びロ等
事業報告	特定完全子会社の名称等	会社法施行規則第118条第4号
事業報告	会計監査人に対して補償契約に基づき損失を補償したときは、その旨及び補償した金額	会社法施行規則第126条第7号の4
計算書類	個別注記表における関連当事者との取引に関する注記	会社計算規則第98条第1項第15号及び第2項第4号
計算書類	連結配当規制適用会社に関する注記	会社計算規則第98条第1項第18号及び第115条

（参考：試案の補足説明から筆者作成）

また、諸外国では、日本の会社法及び金商法がそれぞれ要請する開示内容に相当する内容を開示する一つの書類を作成し、当該書類を株主総会前に開示している企業が多いとされている。さらに、事業報告等と有価証券報告書の一本化を可能とすることによって開示書類作成の負担を軽減するとともに会計監査の一元化の実現を可能にすることが、有価証券報告書の定時株主総会前の開示

（以下、「総会前開示」という）に向けた株主総会の開催スケジュールの見直しのインセンティブを与えるための最も現実的な対応であるとの指摘もあった。

② 事業報告等と有価証券報告書の一体開示と一本化

「一体開示」とは、事業報告等及び有価証券報告書の双方に記載しなければならない情報を内容とする一つの

書類を作成及び開示するものである²。また、「一本化」とは、有価証券報告書を（事業報告等の開示において求められる3週間前までに）作成する株式会社においては、事業報告等の作成を不要とする（会社法上、事業報告等の作成義務を負わないものとする）ものである。一体開示は、会社が事業報告等の作成義務自体を負わないとす

るものではなく、この点で一本化とは区別される。

事業報告等及び有価証券報告書の開示の合理化については、過去からも指摘があったものの、これまでは図表3のように一体開示の推進のための施策等が、法制面・運用面の双方から行われていた。

図表3 一体開示の推進のための施策等

時系列	施策等
2016年8月	日本再興戦略2016において「国際的に見て最も効果的かつ効率的な開示の実現及び株主総会日程・基準日の合理的な設定のための環境整備を目指し、以下の総合的な検討及び取組を進める」と明記されたことを踏まえ、内閣官房・金融庁・法務省・経済産業省は、具体的な制度開示の共通化について検討（～2017年12月）
2017年12月	- 内閣官房・金融庁・法務省・経済産業省は、「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組について」を公表 - 金融庁・法務省は、「一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について」を公表
2018年3月	財務会計基準機構は、『有価証券報告書の開示に関する事項―「一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について」を踏まえた取組―』を公表し、記載の共通化を図る上で参考となるポイント等を提示
2018年6月	- 内閣官房・金融庁・法務省・経済産業省は、企業・投資家とともに、企業の試行的取組を支援しつつ、一体的開示の例や関連する課題について検討（～2018年12月） - 金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」は、有価証券報告書と事業報告等との共通化・一体化の取組を紹介
2018年12月	内閣官房・金融庁・法務省・経済産業省は、「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組の支援について」を公表し、参考となる記載例を紹介
2019年12月	法務省は、令和元年改正会社法を公表（いわゆるEDINET特例 ³ の創設。適用は2023年3月～）
2021年1月	経済産業省は、事業報告等と有価証券報告書の一体的開示FAQ（制度編）を公表し、問合せの多い項目に対する回答を紹介
2022年8月	日本公認会計士協会は、一体書類として作成された「有価証券報告書兼事業報告書」に含まれる財務諸表に対する監査報告書に関して、作成上の留意点及び文例を取りまとめた研究報告を公表
2025年6月	金融庁は、有価証券報告書の定時株主総会前の開示に向けた環境整備に関する連絡協議会を設置し、有価証券報告書の総会前開示・一体開示を促進するための取組について検討結果を公表
2025年9月	金融庁は総会前開示及び議決権基準日の変更、会社法の事業報告等との一体開示に関する相談窓口を設置
2026年4月	日本公認会計士協会は、2022年8月に公表した「事業報告等と有価証券報告書の一体開示に含まれる財務諸表に対する監査報告書に係る実務ガイダンス」について、再検討を行い、新たなガイダンスとして公表

2 一体開示は現行法制下でも可能であり（経済産業省「事業報告等と有価証券報告書の一体開示・一体的開示FAQ（制度編）」Q1.3参照）、2026年3月期の法定開示において実際に行う会社もでてきている。例えば、株式会社アドバンテストは、「有価証券報告書兼事業報告書（金融商品取引法に基づく有価証券報告書並びに会社法に基づく事業報告、連結計算書類及び計算書類）」を2026年6月26日に提出している。同社では総会前開示と一体開示を視野に入れ、7月下旬から8月上旬での定時株主総会の招集を可能にするため、定時株主総会の議決権の基準日を3月31日から5月15日に変更する定款変更を2025年3月期の定時株主総会で決議しており、2026年3月期の株主総会日は2026年7月31日である。また、株式会社ソラコムも、「有価証券報告書兼事業報告書」を2026年6月30日に提出している。同社は、「有価証券報告書兼事業報告書」をEDINETにより提出しているため、いわゆるEDINET特例（脚注3参照）により、招集通知のウェブサイトへの掲載を省略している。同社も、定時株主総会の議決権の基準日を3月31日から4月30日に変更する定款変更を2025年3月期の定時株主総会で決議しており、2026年3月期の株主総会日は2026年7月29日である。

3 金商法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない株式会社が、電子提供措置開始日までに会社法第325条の3第1項各号に掲げる事項（定時株主総会に係るものに限り、議決権行使書面に記載すべき事項を除く。）を記載した有価証券報告書（添付書類及びこれらの訂正報告書を含む。）の提出の手続を金商法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織を使用して行う場合には、当該事項に係る情報については、電子提供措置をとることを要しないものとしてされている（会社法第325条の3第3項）。

時系列	施策等
2026年5月	経済産業省は、事業報告等と有価証券報告書の一体的開示FAQ（制度編）の更新版を公表

（参考：金融庁の有価証券報告書の定時株主総会前の開示に向けた施策等の一覧より筆者作成）

（2）試案の内容

① 事業報告等と有価証券報告書の一本化

試案第3部第3の1では、上場会社が電子提供措置開始日までに事業報告等の開示事項の全てを記載した有価証券報告書を提出した場合には、事業報告等を作成することを要しないことが提案されている。

この場合には、事業報告等に関する会社法の規定を有価証券報告書のうちの事業報告等の開示事項に対応する部分について適用すること（概要、会社法の規定の適用については、「計算書類」とあるのは「有価証券報告書のうち計算書類に記載すべき事項を記載した部分」と、「事業報告」とあるのは「有価証券報告書のうち事業報告に記載すべき事項を記載した部分」と、「連結計算書類」とあるのは「有価証券報告書のうち連結計算書類に記載すべき事項を記載した部分」とするなど）を想定している。例えば、会社法第429条第2項の虚偽記載等に係る役員の責任の規定は、有価証券報告書のうちの計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書の開示事項が記載された部分の虚偽記載等について適用されることとなる。また、会社法第436条10第1項及び第2項に規定する監査役（監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会。以下、「監査役等」という）の監査の対象は、有価証券報告書のうちの計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書の開示事項が記載された部分となる（なお、監査役等は、現行法下と同様に、同条第1項及び第2項に規定する監査をする義務だけでなく、有価証券報告書の作成及び開示に関する取締役の職務執行を監査する義務を負うこととなると考えられる。監査役について会社法第381条第1項、監査等委員会について会社法第399条の2第3項第1号、監査委員会について会社法第404条第2項第1号）。

また、会社法第436条第2項第1号の規定による監査役等の監査は、現行法における監査役等の監査と同等の監査（金商法に基づく監査証明のうち会社法上の会計監査に相当する部分、すなわち計算書類及びその附属明細書に相当する部分に対する金商法に基づく監査に係る監査人（会計監査人）の職務の遂行の監査という点に重点を置いた監査）が行われることとなる。

なお、事業報告等の作成が不要になるのは、①電子提供措置開始日までに、②事業報告等の開示事項の全てを記載した有価証券報告書を提出した場合であるから、事業報告等の作成が不要になるとしても、会社法が求める開示事項が削減されることはなく、また、会社法が求める開示時期より遅れることも許容されない点に留意が必要である。

② 会計監査の一元化

会社法上、会計監査人設置会社においては、計算書類及びその附属明細書又は連結計算書類は、監査役等及び会計監査人の監査を、事業報告及びその附属明細書は、監査役等の監査を受けなければならないとされている（会社法第436条第2項及び第444条第4項）。これは、対象となる書類が会社の状況を適切に表示しているかどうかについて意見を表明し、その意見を監査報告の形で表明する「監査」の手續を規定するものとされている。

また、金商法上、金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社等が、金商法の規定により提出する貸借対照表及び損益計算書等には、その者と特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなければならないとされている（金商法第193条の2第1項）。これは、投資家保護のため財務計算書類等の記載内容の適正性を担保するための法定監査制度を規定するものとされている。

この点について、会社法に基づく会計監査人による会計監査と金商法に基づく公認会計士又は監査法人の監査証明については、いずれも、記載されている会計情報の適正性を担保するために行われるものであり、かつ、毎事業年度の決算において同一の公認会計士又は監査法人により一体として手続が進められることが多いことから、その一元化をするべきであるとの指摘がある。

そこで、試案第3部第3の2では、会計監査人が計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の開示事項を含む有価証券報告書について金商法に基づく監査をした場合には、会社法に基づく会計監査人の監査をしたものとみなすものとすることが提案されている。

なお、会社法上、会計監査人は公認会計士又は監査法人でなければならないとされている（会社法第337条）が、金商法上、監査証明を会社法上の会計監査人が行うことは求められていない。しかし、試案第3部第3の2では、会社法第337条が求める資格を有する会計監査人が試案第3部第3の1の有価証券報告書について金商法に基づく監査をした場合には、会社法に基づく会計監査人の監査をしたものとみなすこととしており、会社法上の会計監査人でない者が金商法上の監査証明をしても会社法上の監査をしたものとみなすことはできない点に留意が必要である。

（3）試案公表後の動向

① 法制審議会会社法制（株式・株主総会等関係）部会

試案公表後も会議において参考人からの意見聴取がなされている。そのうち、2026年4月15日開催の第13回会議においては、日本公認会計士協会より、会員向けアンケート結果の内容を踏まえ、「開示書類の一本化・監

査の一元化」への賛成と共に以下の意見が述べられている。

- 「開示書類の一本化」は、情報の比較可能性を確保する観点から、すべての上場企業へ強制適用とすべき（なお、企業の状況を考慮して、段階的適用を可能とすべき）
- 開示書類の情報の信頼性を確保するためには監査品質の維持が不可欠であり、株主総会の開催時期を後ろ倒しすることにより十分な監査期間を確保する制度設計の下で、有報の総会前開示（3週間以上前）を実現すべき
- 開示書類・開示項目の簡素化を要望

② 金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」（以下、「DWG」という）

2026年5月18日開催の第5回会合においては、事務局説明資料において、試案の概要とあわせて、現在、金融庁は、法務省と共に事業報告等の固有部分（図表1のBの部分）を特定するとともに、有価証券報告書の開示事項との共通化を図るための検討作業を行っており、今後、これらの検討結果を対応表として整理し公表する予定であることが示された。当該対応表は、現行法制下でも可能な一体開示の促進に加えて、今後実現が見込まれる開示書類の一本化に向けた土台になるものであり、必要な場合には、金融庁及び法務省双方において、2028年3月期からの適用を目指し、府省令等の改正を含めた対応について検討していくとされている。

そのうえで、有価証券報告書の記載事項の整理に当たっては、まずは、有価証券報告書の固有の開示事項（図表1のCの部分）を対象として検討していくこととし、見直し後の記載様式の適用については、事業報告等の固有の開示事項（図表1のBの部分）の見直しと同じ2028年3月期からとすることについて議論がなされた。

なお、議論の中では、DWGの次の報告書について、来年6月頃までには報告書を取りまとめることが望ましいとされている。

3. 株式の無償交付の対象範囲の見直し

■試案 第1部 第1 株式の無償交付の対象範囲の見直し

1 制度の具体的な枠組み

会社法（平成17年法律第86号）における使用人等に対する株式の無償交付の具体的な枠組みとして、次の【A案】若しくは【B案】のいずれか又は双方によるものとする。ただし、結論を得るに当たっては、使用人等に無償交付される株式の労働基準法（昭和22年法律第49号）上の「賃金」該当性について整理が必要である。

【A案】株主総会の決議を要件とせずに取締役会の決議のみで使用人等に対する株式の無償交付を可

能にすることとした上で、有利発行規制に服するものとして、次の(1)から(5)までの規律を設ける。

(1)～(5)省略

【B案】株主総会の決議により使用人等に対する株式の無償交付を可能にすることとした上で、有利発行規制に服しないものとして、次の(1)から(4)までの規律を設ける。

(1)～(4)省略

2 その他の検討事項

(1) 現物出資構成について

省略

(2) 新株予約権の行使時の金銭の払込み等を要しない新株予約権の発行

省略

(1) 試案の背景

2019年12月に成立した会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号。以下「令和元年改正会社法」という。）により、上場会社の取締役又は執行役を対象として、株式の無償交付（募集株式と引換えにする金銭の払込み等を要しない株式の発行又は自己株式の処分をいう。以下同じ。）をすることができるものとされた（会社法第202条の2）。

この点について、近年、国内外の優秀な人材の獲得・維持、エンゲージメントの向上等の観点から、使用人等に対しても株式を付与する動きが広がりつつあるとの指摘がされている。もっとも、上場会社の取締役又は執行役ではない者については株式の無償交付の対象とされていないため、使用人等に対して株式を付与するに当たっては、実務上、金銭債権を使用人等に付与した上で、使用人等に募集株式を割り当て、引受人となった使用人等に当該金銭債権を現物出資財産として給付させることにより、株式の発行又は自己株式の処分をするという取扱いが行われている（いわゆる現物出資構成）。

しかしながら、このような方法は技巧的であり、端的に、使用人等に対する株式の無償交付を認めることが望ましいとの指摘がある。また、いわゆる現物出資構成で必要となる手続が簡便になることが望ましいとの実務上の必要性があるとの指摘もある。

そこで、株式の無償交付の対象範囲を拡大する観点から、試案第1部第1の1では、使用人等に対する株式の無償交付の具体的な枠組みとして、①株主総会の決議を要件とせずに取締役会の決議のみで使用人等に対する株式の無償交付を可能にすることとした上で、有利発行規制に服するとする案（【A案】）と、②株主総会の決議により使用人等に対する株式の無償交付を可能にすることとした上で、有利発行規制に服しないとする案（【B案】）を掲げ、そのいずれか又は双方によることが提案されている。

(2) 試案の内容

株式の無償交付をする場合には、1株当たりの価値が下落（希釈化）し、既存株主の利益が害されるおそれがあるため、株式の無償交付の対象範囲の見直しに当たっては、その利益に配慮する必要がある。

① 【A案】について

【A案】は、株主総会の決議を要件とせず、取締役会の決議のみで使用人等に対する株式の無償交付を可能にすることとした上で、有利発行規制に服するものとする案であり、有利発行規制により、既存株主の利益に配慮するものである。

【A案】は、無償交付される株式は、福利厚生として広い意味での「職務執行の対価」といえるものであり、その価値に見合うだけの便益を会社が受けるため、基本的には、使用人等に対する株式の無償交付が有利発行に該当することは想定し難いという考え方を前提としている。およそ有利発行に該当しないのではなく、広い意味での「職務執行の対価」として過大である場合には有利発行に該当する余地があるものの、使用人等に対してどの程度の広い意味での「職務執行の対価」を与えるかは経営判断であってその判断を尊重するべきであるから、その判断の過程、内容に著しく不合理な点がない限り有利発行に該当しないとの解釈を前提とするものである。

② 【B案】について

【B案】は、株主総会の決議で使用人等に対する株式の無償交付を可能にすることとした上で、有利発行規制に服しないものとする案であり、株主総会の決議を要件とすることにより、既存株主の利益に配慮するものである。

【B案】では、上場会社は、株主総会の（特別決議ではなく）普通決議により、株式の無償交付を受ける者の範囲及び募集株式の数の上限その他法務省令で定める事項を定めることができるものとしている。ここでいう「募集株式の数の上限」とは、取締役の株式報酬に関する定め（会社法第361条第1項第3号）の解釈と同様に、一事業年度当たりごとの上限を定めることも可能であることを想定している。すなわち、募集事項の決定ごとに株主総会の決議を必要としたり、毎年の定時株主総会に

おける決議を必要とするものではなく、株主総会の決議で一度定めていれば、その内容に変更がない限り、重ねて株主総会の決議を経る必要はない。

(3) 会計上の取扱い

会社法第202条の2に基づく取締役等に対する株式の無償交付については、実務対応報告第41号「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い」（以下、「実務対応報告第41号」という）が適用される。一方で、現物出資構成による取引については、会計処理に関する定めはなく、法的な性質が異なる点があることから、無償交付とは異なる会計処理になるものと考えられている（実務対応報告第41号第26項）。その結果、現状では職務執行の対価としては類似の性質を持つ両者の会計処理に相違がみられるが、本試案における無償交付の対象範囲拡大および現物出資構成に関する規制の見直しにより、現物出資構成による取引の会計処理が整理され、両者の会計処理が整合することになるかどうか、今後の議論の行方を見守りたい。

おわりに

試案は、これまでの部会での審議結果を取りまとめたものであって、確定的な案を示すものではないとされており、今後、試案に対して寄せられた意見を踏まえ、引き続き審議を行い、2026年度中に要綱案が取りまとめられる予定である。試案の補足説明においても、以下については引き続き検討する必要があると記載されているため、今後の審議の動きに注視していく必要がある。

【事業報告等及び有価証券報告書の開示の合理化】

- 事業報告等の開示事項の見直し（開示事項の相違点についての対応）
- 一本化した書類の様式（個人株主への開示の分かりやすさの観点等）
- 一本化した場合の有価証券報告書における事業報告等の記載事項の区別

【株式の無償交付の対象範囲の見直し】

- 株式の無償交付をすることができる株式会社の範囲（非上場会社）
- 開示の在り方

2026年上期IPO市場の動向

IPO監査事業部 公認会計士 ^{すずき みちこ} 鈴木 美智子

1. はじめに

2026年上期の株式市場は、2024年に上場したキオクシアホールディングス(株)が、6月に一時トヨタ自動車(株)の時価総額を上回るなど、22年間トヨタ自動車(株)が維持した時価総額国内首位の座に迫る企業が登場した。このように、中東情勢の緊迫化に伴い原油価格が大きく変動するなか、ハイパースケーラーなどの巨大データセンター投資に伴うAI・半導体銘柄の株価上昇に牽引され、日経平均は6月に史上最高値(終値)の72,366円を記録し、年初から3割を超えて上昇する結果となった。

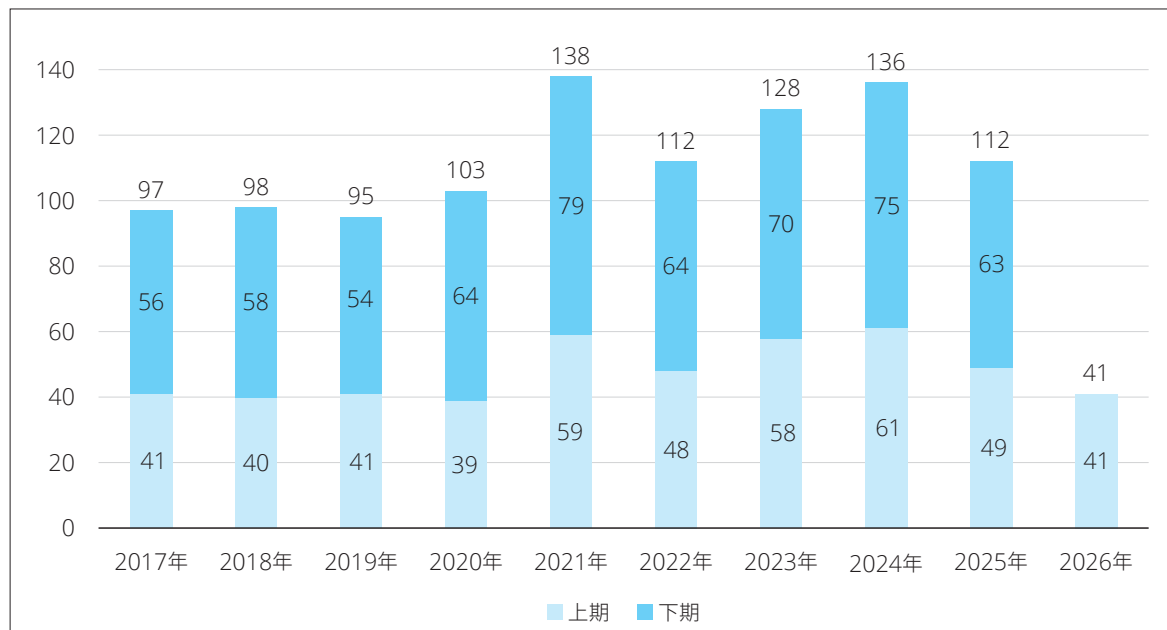
一方、物価の上昇及び歴史的円安等に伴う日銀の相次

ぐ利上げにより、相対的に金利感応度の高い新興企業への逆風が意識されグロース市場250指数は750前後で低迷している状況である。

このようななか、国内IPO企業数(TOKYO PRO Market(以下、TPM) への上場及びTPMを経由した上場を含む)は41社と、2025年上期の49社から8社減少した。特に図表2のとおりTPMを含まない一般投資家向け市場へのIPO企業数は17社と2025年上期の28社から11社減少しており、直近10年の中で最も低かった2025年上期よりさらに低い水準となっている。

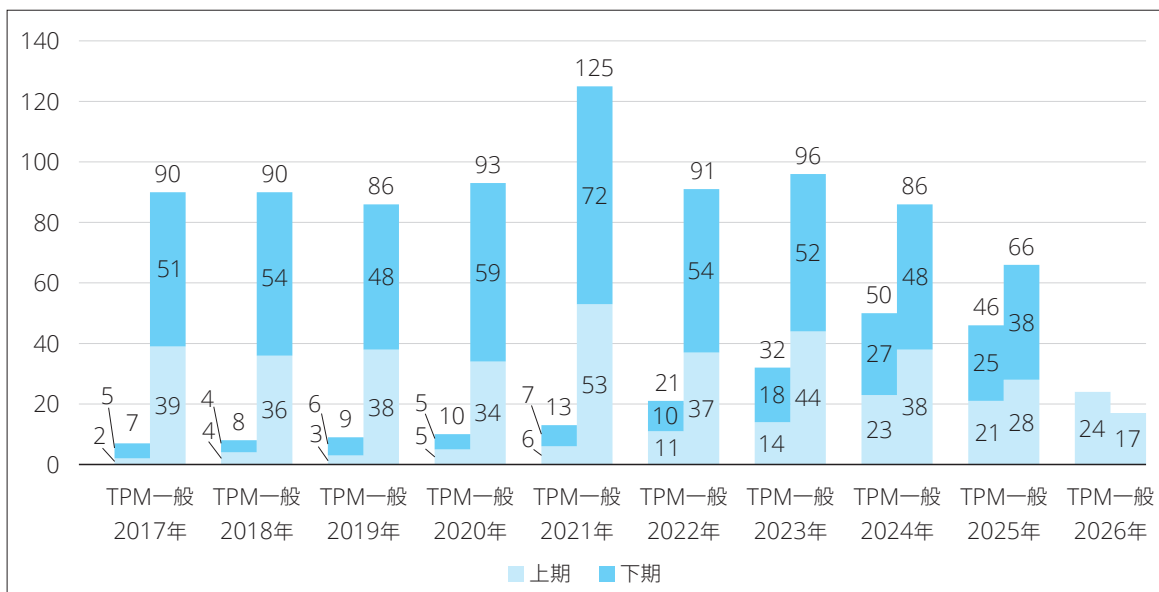
以下、2026年上期の国内IPO市場の動向と特徴を整理してみることとする。

【図表1】 国内IPO企業数の推移(単位: 社)



(注) TPMへの上場、TPMを経由した上場を含む。

【図表2】 TPMと一般投資家向け市場における国内IPO企業数の推移（単位：社）



2. 2026年上期のIPOの特徴

2026年上期のIPOの主な特徴を要約すると、以下のとおりである。各項目の詳細については後述する。（以下、各項目の企業数及び比率はTPMを除く）

- ① 市場別…グロース市場へのIPO企業数は11社と前年同期の18社から大きく減少。
- ② 業種別…情報通信業7社、サービス業4社と2業種合計が全体の64%を占めた。
- ③ 発行総額…発行総額100億円以上のIPO企業は2社（前年同期3社）となり、前年同期比で微減しているものの、発行総額970億円の大型IPOとしてGO(株)が上場。また、海外での募集・売出しを実施したIPOは1社であり、前年同期6社から減少した。
- ④ IPOのタイミング…期越え上場数は8社（前年同期12社）となり、全体の47%を占める結果となった。

- ⑤ IFRS適用によるIPO…IFRS適用IPO企業は2社（前年同期3社）となった。
- ⑥ 時価総額…初値時価総額1,000億円以上の企業は1社（前年同期1社）となった。
- ⑦ 赤字上場…上場直前期の当期純損失企業は3社（前年同期4社）となった。

① 市場別

直近の市場別のIPO企業数は、図表3のとおりである。2026年上期のプライム市場へのIPO企業はなく、スタンダード市場へのIPO企業数は6社となっている。グロース市場へのIPO企業数は上場維持基準変更に関する影響もあり11社と前年同期の18社から大幅に減少しているものの、東証の市場区分（TPMを除く）におけるIPO数に占める割合は、2025年上期と同水準となった。なお、TPMへのIPO企業数の増加傾向は継続しており、2026年上期では24社の上場となった（前年同期21社）。

【図表3】市場別IPO企業数の推移（単位：社）

	2022年上期	2023年上期	2024年上期	2025年上期	2026年上期
新市場区分（注1.2.3）					
プライム	0	1	0	2	0
スタンダード	4	10	4	5	6
グロース	17	30	34	18	11
旧市場区分（注1.2.3）					
東証一部	1				
東証二部	3				
JASDAQ	1				
マザーズ	10				
TOKYO PRO Market	11	14	23	21	24
その他	1	3	0	3	0
合計	48	58	61	49	41
合計（TPM除く）	37	44	38	28	17

	2022年上期	2023年上期	2024年上期	2025年上期	2026年上期
グロース市場IPO企業数割合（注4）	45.9%	68.2%	89.5%	64.3%	64.7%

（注1）2022年4月の東証市場区分の変更に伴い、「2022年上期IPO市場の動向」から表の記載を変更している。

（注2）重複上場した会社については、東証側でカウントしている。

（注3）TPMを経由した上場を含む。

（注4）グロース市場IPO企業数割合は、東証へのIPO企業数（TPMに上場した企業は除く）に対するグロース市場へのIPO企業数の割合である。

② 業種別

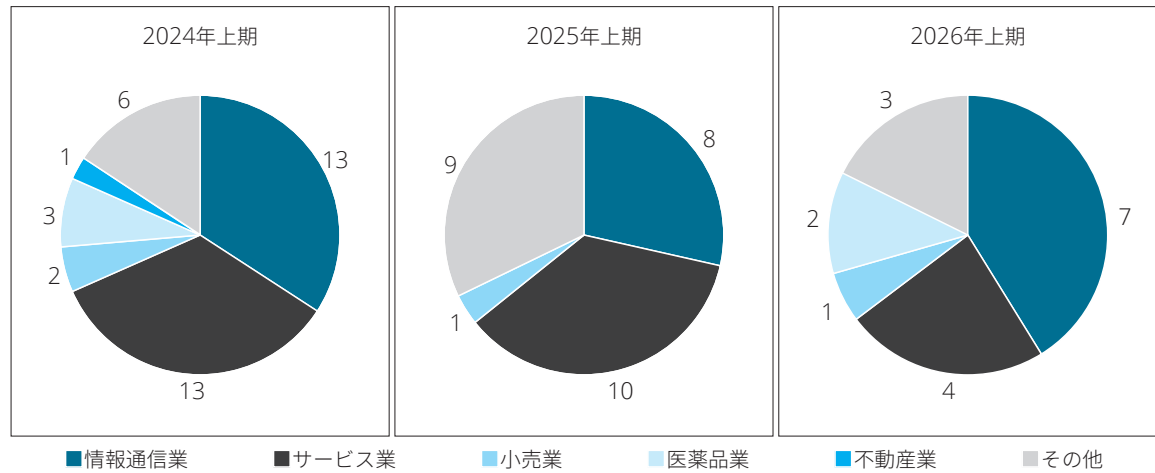
2026年上期にIPOした企業の業種別の内訳（TPMを除く）は図表4のとおりである。情報通信業7社、サービス業4社となり、2業種合計では11社と全体の64%（前年同期64%）を占めている。ただし、サービス業は前年同期の10社から4社と大きく減少しており、情報通信業も減少している。

代表的な情報通信業では、タクシー配車アプリサービスを提供するGO(株)が、初値時価総額2,260億円で2026年上期の国内大型IPOとなっている。また、GO(株)に続

く情報通信業での時価総額上位の企業として、アニメ、舞台、グッズ展開を担うコンテンツプロデュース事業を行う(株)TOボックスやM&A総合プラットフォーム「BATONZ」の企画・開発・運営を行う(株)バトンズがある。

2025年通期で1社も上場のなかった医薬品業において、2026年上期は、再生医療等製品の開発、製造及び販売を行うイノバセル(株)やSLCトランスポーターをターゲットとした医薬品開発を行うジェイファーマ(株)が上場している。

【図表4】業種別IPO企業数（単位：社）



（注）TPMは社数から除いている。

初値と公開価格の倍率が高かったIPO企業は図表5のとおりである。いずれも公募時価総額が30億円～80億円のIPOであったが、成熟した市場にある既存事業にIT（DX）を利用した新たな技術やサービスにより付加価値を創出することにより、将来の成長が期待される企業等

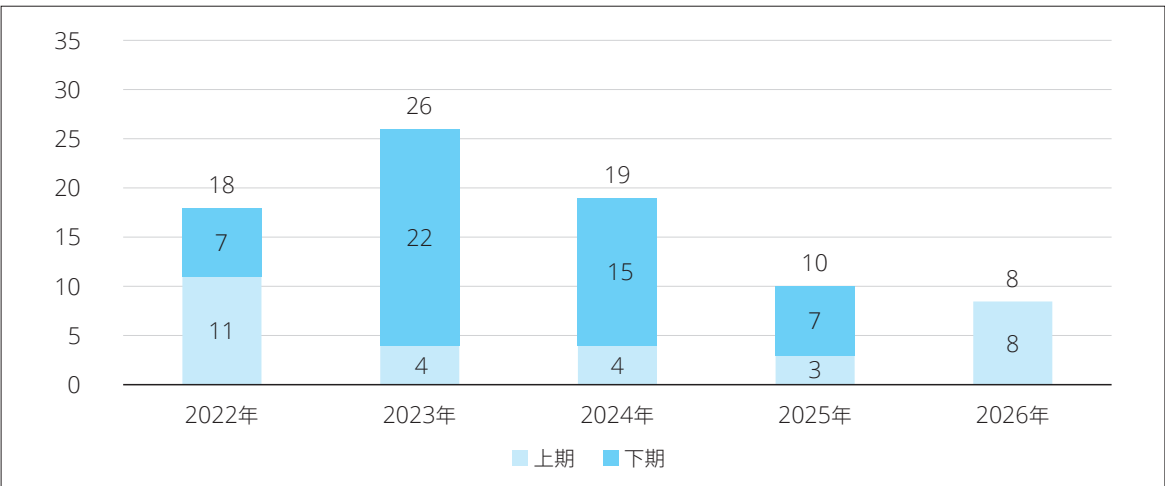
であり、投資家の期待が高い傾向にあった。

一方で、初値が公開価格を下回った公開価格割れのIPO企業数の推移が図表6のとおりである。公開価格割れのIPO企業数は、2026年上期では8社と2025年上期と比較し高い傾向となっている。

【図表5】2026年上期において公開価格比（初値と公開価格の比）が高かった企業

上場日	会社名	市場	業種	公開価格比	主な業務内容
4月9日	(株)ソフトテックス	スタンダード	情報通信業	1.65倍	ソフトウェア開発及び医療ITサービス「ORCA」の導入運用
4月21日	(株)バトンズ	グロース	情報通信業	2.54倍	M&A総合プラットフォーム「BATONZ」の企画・開発・運用
4月24日	梅乃宿酒造(株)	スタンダード	食料品業	1.50倍	日本酒及び日本酒リキュールを中心とした酒類の製造及び国内外での販売

【図表6】初値が公開価格を下回ったIPO企業数の推移（単位：社）



（注）TPMは社数から除いている。

③ 発行総額

公募金額及び売出し金額を合計した発行総額レンジ別のIPO企業数は、図表7のとおりである。発行総額100億円以上のIPO企業は2社であり前年同期の3社に対し微減となり、2026年上期は、発行総額970億円の大型

IPOとしてGO(株)が上場している。一方、発行総額50億円未満のIPO企業数は、13社と2025年上期の21社から減少しているものの、全体に占める割合は76%と前年同水準となっており、未だ小型のIPOが多数を占めている状況である。

【図表7】発行総額レンジ別のIPO企業数の推移（単位：社）

	2022年上期	2023年上期	2024年上期	2025年上期	2026年上期
1,000億円以上	0	0	0	1	0
500億円以上1,000億円未満	0	2	0	0	1
100億円以上500億円未満	0	3	4	2	1
50億円以上100億円未満	2	2	3	4	2
10億円以上50億円未満	20	23	20	14	11
10億円未満	15	14	11	7	2
合計	37	44	38	28	17

	2022年上期	2023年上期	2024年上期	2025年上期	2026年上期
100億円以上の社数割合	－%	11.4%	10.5%	10.7%	11.8%
50億円未満	94.6%	84.1%	81.6%	75.0%	76.5%

（注）TPMは社数から除いている。

また、2026年上期に海外での募集・売出しを実施したIPOは、グローバル・オフアリング1社のみ（前年同期はグローバル・オフアリング1社、旧臨時報告書方式5社）となった。

グローバル・オフアリングを実施したGO(株)は、売出し総額886億円となり、売出株式の約8割を海外から調

達した。旧臨時報告書方式は0社となっているが、2026年上期は米国市場でスペースX及びアンソロピックの超大型IPO銘柄の登場により、投資家の関心は、一部の超大手成長企業に集中してきていることが1つの要因と考えられる。

【図表8】グローバル・オフアリングおよび旧臨時報告書方式によるIPOの推移（単位：社）

	2022年上期	2023年上期	2024年上期	2025年上期	2026年上期
グローバル・オフアリング	0	4	2	1	1
旧臨時報告書方式	7	9	10	5	0
合計	7	13	12	6	1

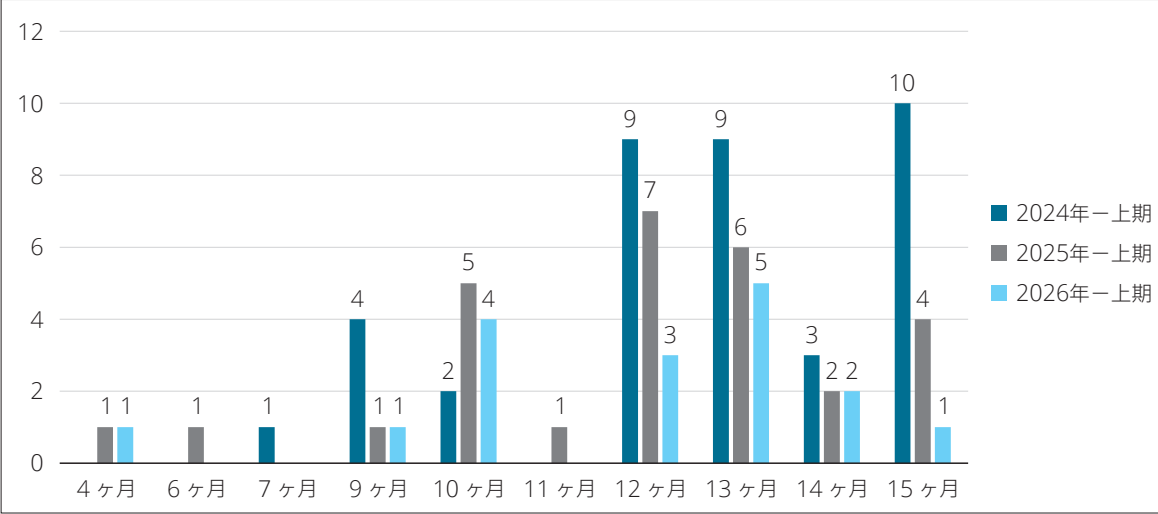
（注）TPMは社数から除いている。

④ IPOのタイミング

最近IPOのタイミングが上場申請期の期初から長い企業が多い傾向にあるが、2026年上期も同様の傾向に

ある。図表9では、2024年上期、2025年上期及び2026年上期の上場申請期の期初からIPOするまでの月数別の企業数を示している。

【図表9】 上場直前期末からIPOするまでの月数別企業数（単位：社）



（注）TPMは社数から除いている。

【図表11】 IFRSを適用したIPO企業

2022年 (0社)	—
2023年 (11社)	(株)ハルメクホールディングス (株)モンスターラボホールディングス AnyMind Group(株) (株)シーユーシー (株)ノバレーゼ Japan Eyewear Holdings(株) インテグラル(株) (株)KOKUSAI ELECTRIC (株)トライト (株)ナレルグループ (株)ライズ・コンサルティング・グループ
2024年 (4社)	(株)アストロスケールホールディングス リガク・ホールディングス(株) 黒田グループ(株) キオクシアホールディングス(株)
2025年 (7社)	JX金属(株) プログレス・テクノロジーズグループ(株) プリモグローバルホールディングス(株) (株)オーバーラップホールディングス サイプレス・ホールディングス(株) テクセンドフォトマスク(株) NSグループ(株)
2026年上期 (2社)	(株)セイワホールディングス ヒトヒトホールディングス(株)

（注）TPMIは除いている。

2024年上期から2026年上期にかけての傾向を見ると、上場申請期の第4四半期期末月（＝上場申請期の期初から数えて12ヶ月目）の上場と上場申請期の期初から数えて13ヶ月目から15ヶ月目での上場（いわゆる「期越え上場」）が、他の月と比較して多い傾向は継続している。特に、「期越え上場」の割合については、図表10で示すとおり、2026年上期は47%と、継続して4割を超え高い水準が継続している。これは、業績予想の達成状況を慎重に見極めてからIPOする会社が多いことに起因していると考えられる。

【図表10】 期越え上場の件数と割合

	件数	割合
2024年上期	22社	58%
2025年上期	12社	43%
2026年上期	8社	47%

（注）TPMIは社数から除いている。

⑤ IFRS適用によるIPO

最近のIFRSを適用して上場した企業は図表11のとおりであり、プライベート・エクイティファンド（以下PEファンド）が株式の大半を保有しているか若しくは資本上位会社がIFRSを適用している会社を中心となっている。IPOマーケットにおいては、PEファンドが多くを出資するケースでは上場する際にIFRSを適用する傾向が見受けられる。

2026年上期は(株)セイワホールディングス及びヒトヒトホールディングス(株)（前年同期3社）であり、海外売出しや海外展開の有無、会社規模にかかわらずIFRSを適用したIPOを行っている。

⑥ 時価総額

初値時価総額1,000億円以上のIPOは、2026年上期はGO(株)の1社のみであり、2025年上期におけるJX金属(株)の1社と同数となった。

6月に上場したGO(株)は、「GO」を主力とした配車アプリの運営の他、決済、広告、端末、タクシーチケット等タクシーアプリに付帯するタクシーのDX化を実現し

た企業である。上場初値は2,910円（売出価格2,400円に対し+21.2%）をつけ、初値時価総額は2,260億円となり、直近5年間で上位5位に入る大型上場となっている。

また、初値時価総額レンジ別のIPO企業数は、図表

12のとおりであり、初値時価総額500億円以上のIPOは2社（上述のGO(株)の他、イノバセル(株)）となった。2026年上期の初値時価総額500億円以上の企業の割合は全体の11.8%、100億円以上は全体の41.2%となっている。

【図表12】 初値時価総額レンジ別のIPO企業数の推移（単位：社）

	2022年上期	2023年上期	2024年上期	2025年上期	2026年上期
1,000億円以上	1	4	2	1	1
500億円以上1,000億円未満	0	3	2	1	1
200億円以上500億円未満	4	7	3	4	2
100億円以上200億円未満	6	12	11	7	3
50億円以上100億円未満	15	11	9	9	8
50億円未満	11	7	11	6	2
合計	37	44	38	28	17

	2022年上期	2023年上期	2024年上期	2025年上期	2026年上期
100億円以上の社数割合	29.7%	59.1%	47.4%	46.4%	41.2%
500億円以上の社数割合	2.7%	15.9%	10.5%	7.1%	11.8%

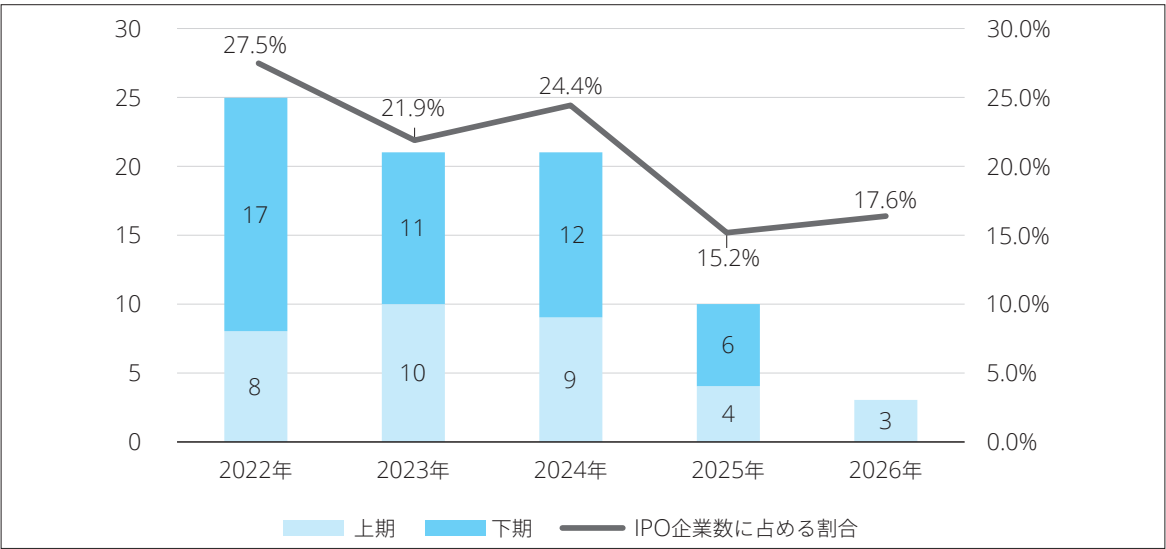
（注）TPMは社数から除いている。

⑦ 赤字上場

2026年上期においては、図表13のとおり、上場直前期に当期純損失を計上した企業は3社と2025年上期から微減であり、割合についても、17.6%とほぼ同水準

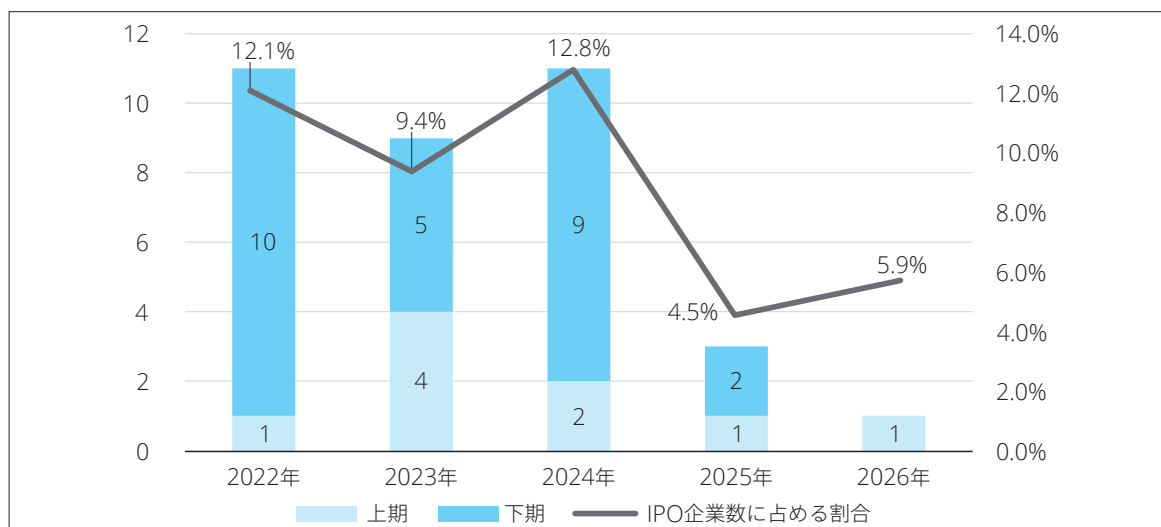
となっている。また、上場申請期においても当期純損失を予想している企業数は2025年上期と変わらず1社となっている。

【図表13】 当期純損失を上場直前期に計上、申請期に予想したIPO企業の推移（単位：社）



（注）TPMは社数から除いている。

【図表14】 当期純損失を上場申請期の業績予想で予想したIPO企業の推移（単位：社）



（注）TPMは社数から除いている。

3. おわりに

2026年上期は、41社（TPMへの上場及びTPMを経由した上場含む）がIPOを果たした。また、海外市場では、スペースXがNASDAQ市場に上場し、IPOによる総資金調達額は史上最大の約857億ドルとなり、3月には時価総額約121億ドルでPayPay(株)がNASDAQ市場に上場している。

国内市場において2020年下期以降堅調に推移していたIPO企業数は、2025年から減少傾向にあり、2026年上期の41社のうち24社はTPMへの上場であり、TPMを除いた一般投資家向け市場へのIPO企業数は17社と過去10年間で最も低い水準となっており、特にグロース市場へのIPO企業数は11社と前年同期の18社と比べ減少が顕著であった。

この背景には、世界での紛争拡大に伴う経済環境の見通しの不透明性のほか、大きな要因として、小型IPOが多くIPO後に成長が停滞する企業が多いという問題意識を踏まえ、2025年9月、(株)東京証券取引所は、「グロース市場の上場維持基準の見直し等について」を公表し、グロース市場の上場維持基準を「上場10年経過後以降、時価総額40億円以上」から「上場5年経過後以降、時価総額100億円以上」としている。このため、投資家からの上場準備会社への期待の変化、資金調達方法の多様化及びIPO以外の出口戦略の増加等により、TPMは横ばいであるものの一般市場でIPOが減少している傾向にあるものと推察される。

これは、2025年に(株)東京証券取引所がグロース市場の上場維持基準を見直した趣旨のひとつである、「IPOを増やすこと」から「IPO後も企業価値を大きく伸ばすこと」への政策重点を移したことが体现されている結果ともいえる。また、米国などでは、未上場の段階で十分な企業規模まで成長してから、IPOするケースが多く見受けられ、当該変更は、成長が難しい企業はM&Aなど

も含めて次のステージに進み、創業者や投資家が新たなスタートアップへ資金や経験を循環していく新陳代謝の促進なども含まれる。

この基準の変更は、「上場ゴール」ではなく、「企業成長の通過点としてのIPO」であることを示し、上場後も資本市場を活用の上、持続的に成長し企業価値を高めることを求め、今後は上場後の持続的成長を念頭に、未上場の段階からグローバル展開や複数プロダクト展開の推進等によってより強固な成長基盤の構築を推進し、その過程において積極的にM&Aを活用し成長を加速させる等、企業価値向上への取組が今まで以上に活発になることが想定される。このため、今後のスタートアップにはより一層高度化された事業計画や成長戦略が求められ、より質の高いガバナンス体制の構築・運用が必要になると考えられる。

また政府においては2025年11月に日本成長戦略本部を設置、日本成長戦略会議を開始し、2026年7月閣議決定された「日本成長戦略」において、「17の戦略分野における官民投資の促進」とともに「8つの分野横断的な課題の解決」の1つに「スタートアップ」を挙げ、その対応方針として、2022年11月に策定した「スタートアップ育成5か年計画」を抜本強化するため、3本柱からなる「スタートアップ総力創出パッケージ」の着実な実行が示されている。

このように、成長を支援するための様々な施策が市場や政府から展開され、またスタートアップを取り巻く環境が大きく変わっていく状況下で、日本市場をより活性化させていくために、ベンチャーキャピタル、証券会社、監査法人等のIPO関係者も一度「IPO」の位置づけを再考し、IPO市場における潜在的なユニコーン企業の創出及び持続的な成長の実現に一丸となって取り組んでいくことが求められるものと考えられる。

以上

金融庁：「金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案」の成立

『会計情報』編集部

2026年7月15日開催の参議院本会議において、サステナビリティ情報の開示・保証に関する事項を含む「金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案」が可決・成立し、2026年7月23日に公布された。

サステナビリティ情報の開示・保証に関して可決・成立した金融商品取引法の主な改正内容は、これまで金融庁の各審議会・ワーキンググループで検討されてきた方向性に沿うものであり、つぎの通りである。2027年4月1日から施行される。

- 一定のプライム市場上場企業に対し、サステナビリティ開示基準（SSBJ基準）に基づく情報開示および第三者保証を義務付け

- 一定の場合に、将来情報等の虚偽記載に対する金融商品取引法上の民事責任を負わないこと（セーフハーバー・ルール）を規定
- 保証の提供者者を登録制（法人）とし、監査法人・監査法人以外のいずれも、要件を満たす場合は登録可能

詳細については、金融庁のウェブページ[第221回国会における金融庁関連法律案および令和8年7月23日（号外 第163号）](#)を参照いただきたい。

以 上

金融庁・(株)東京証券取引所：コーポレートガバナンス・コード（2026年改訂版）の公表

『会計情報』編集部

金融庁及び(株)東京証券取引所は、2026年7月21日に、コーポレートガバナンス・コード（2026年改訂版）（以下「改訂版コード」という）を公表した。

「コーポレートガバナンス・コードの改訂に関する有識者会議」（2025年度）（座長 翁 百合 株式会社日本総合研究所 シニアフェロー）では、2025年10月よりコーポレートガバナンス・コード（以下「コード」という）の改訂に向けて議論が行われた。その後、改訂案について、2026年4月10日から2026年5月15日までの間、広く意見の募集が行われ、2026年7月21日にコーポレートガバナンス・コード（2026年改訂版）が公表された。

1. 改正の概要

■成長投資等の経営資源の適切な配分をはじめとして、企業が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた本質的な取組に注力できるよう後押しする観点から、「コンプライ・オア・エクスプレイン」の対象となる原則の内容は、概念的かつ抽象的なものに限定され、各原則への実効的な実施を支援するための具体的な内容や趣旨・背景を記載した「解釈指針」が新設された。

■コードの趣旨・精神を再周知する観点から序文を新設し、以下の内容が明記された。

- ① コードは、市場における中長期の投資を促す効果をもたらすことも期待していること
- ② 原則をコンプライする場合・しない場合のいずれであっても、その理由を丁寧に説明することが投資家との建設的な対話に資すると考えられること

■原則・解釈指針における主な改訂内容

- ① 経営資源の配分
取締役会の役割・責務として、成長投資に向けた取組の重要性が強調された。具体的には、例えば、以下が記載されている。

- 会社の目指すところに向けた成長の道筋を構築すべきこと
- 成長投資（設備・研究開発・人的資本・知的財産等の無形資産への投資等）や事業ポートフォリオの見直し等の経営資源の配分に関し具体的に何を実行するのかを説明すべきこと
- 成長の実現を目指して策定・公表した経営戦略や経営計画に照らし適切な経営資源の配分が実現されるよう、不断に検証を行うべきこと（現預金等の金融資産や実物資産等の経営資源の投資等への有効活用が解釈指針に例示されている。）

② 取締役会の機能強化

- 社外取締役の実効性向上に向け、経営の監督を行うことを含めた独立社外取締役の果たすべき役割・責務、質・数の確保、独立性確保の重要性が、原則及び解釈指針で強調された。
- 取締役会の審議の活性化に向け、議長や独立社外取締役を含めた取締役を支援する重要な役割を果たす事務局（コーポレートセクレタリー等）の機能強化を推進すべき旨が解釈指針に追記された。
- リスク管理に関する取締役会の責任を強調し、リスク管理体制を整備する際の考慮事項として、サイバーセキュリティリスク、国際的な経済安全保障を巡る環境変化等の地政学的要因によるサプライチェーン途絶リスク及び技術等の情報流出リスクへの対応が含まれ得ることが解釈指針に追記された。

③ 有価証券報告書の定時株主総会前開示

- 有価証券報告書を株主総会前に提出することを、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備の重要な例として原則に追記された。その際、総会開催日の3週間以上前に提出されることが最も望ましく、株主

総会の開催時期の後ろ倒しも含めて検討することが考えられる旨も解釈指針で補足された。

- ④ ステークホルダーとの適切な協働
- 株主以外のステークホルダーとの適切な協働の例示として、人的資本への投資や適切な分配、取引先との公正・適正な取引が解釈指針に追記された。

改訂版コードに関する事項について記載したコーポレートガバナンス報告書を提出する必要がある。

詳細については金融庁及び東京証券取引所のウェブページを参照いただきたい。

コーポレートガバナンス・コード（2026年改訂版）の確定について：金融庁
パブリック・コメント | 日本取引所グループ

2. 適用

以 上

上場会社は、遅くとも2027年7月末日までに、

JICPA：中小事務所等施策調査会研究報告第10号「第1四半期又は第3四半期の四半期決算短信に含まれる四半期連結財務諸表等に関する表示のチェックリスト」の改正

『会計情報』編集部

日本公認会計士協会（中小事務所等施策調査会）は、2026年7月16日に、「中小事務所等施策調査会研究報告第10号「第1四半期又は第3四半期の四半期決算短信に含まれる四半期連結財務諸表等に関する表示のチェックリスト」の改正について」を公表した。

本研究報告は、監査事務所が、第1四半期又は第3四半期の四半期決算短信に含まれる四半期連結財務諸表及び四半期財務諸表（以下「四半期連結財務諸表等」という。）に関する期中レビューにおいて、表示の確認を実施する際の参考に資するため、チェックリストの形式で取りまとめたものである。

本研究報告利用上の注意点については、チェックリスト本文「1. はじめに」及び「3. 本研究報告利用の留意点」に記載されている。

なお、本研究報告は、あくまでも一例を示したものであるため、被監査会社の四半期連結財務諸表等の表示を確認する際には、それぞれの実情に即して、加除修正等の検討を行う必要がある。また、本研究報告は、2026年6月30日時点で施行されている法令や会計基準等に基づいて作成しているため、法令や会計基準等の改正が実施された場合には、その改正事項を考慮した上で使用する必要がある。

詳細については、JICPAのウェブページ（中小事務所等施策調査会研究報告第10号「第1四半期又は第3四半期の四半期決算短信に含まれる四半期連結財務諸表等に関する表示のチェックリスト」の改正について | 日本公認会計士協会）を参照いただきたい。

IFRS第18号の適用に向けた準備

注：本資料はDeloitteのIFRS Global Officeが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。

この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレター¹をご参照下さい。

トーマツIFRSセンター・オブ・エクセレンス

概要

本iGAAP in Focusは、企業がIFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」を適用する準備を進めるにあたり検討が必要となる可能性のある主要な論点を取り上げている。

要点

- IFRS第18号は、強制される区分及び要求される小計を含む、純損益計算書の新たな構造を導入している。収益及び費用の分類は、企業が資産への投資又は顧客へのファイナンスの提供という「主要な事業活動」を有しているかどうかの影響を受ける。
- 本基準は、財務諸表の外での一般とのコミュニケーションにおいて用いられる「Non-GAAP」指標の一部である、経営者が定義した業績指標に関する開示要求を導入している。
- IFRS第18号は、基本財務諸表及び注記における情報の集約、分解及び明確なラベリングをより重視している。
- IFRS第18号は遡及適用され、年次報告及び期中報告に影響を与えるため、注意深く計画することが極めて重要である。

IFRS第18号はIAS第1号「財務諸表の表示」を置き換えるものであり、2027年1月1日以後開始する事業年度に適用される。これは、企業が自らの財務業績をどのように表示し、また開示を通じてどのように説明するかに

重大な変更をもたらす。特に、IFRS第18号は遡及適用され、比較情報の修正再表示を要求しており、関連性がある場合には期中報告期間も含まれるため、注意深く計画することが重要である。

見解

IFRS第18号は、基本財務諸表と注記のそれぞれ異なる役割を明確化している。基本財務諸表は、認識された資産、負債、資本、収益、費用及びキャッシュ・フローについて、体系化された要約を提供する。注記は、当該計算書の科目を理解するために必要な追加的な重要性がある情報を提供する。この区別を念頭に置くことは、企業がどの情報を財務諸表に含めるのか、またどこに含めるのかを決定するうえで役立つ可能性がある。

純損益計算書の新たな構造

IASBがIFRS第18号を公表した主たる目的の1つは、財務業績の報告の比較可能性及び透明性を改善することであった。その目的を支えるため、本基準は純損益計算書に新たな構造を導入しており、強制される区分及び追加的に要求される小計（「営業損益」及び「財務及び法人所得税前純損益」を含む）を設けている。

収益及び費用の分類

IFRS第18号は、純損益計算書において収益及び費用を次の5つの区分に分類することを要求している。

¹ 英語版ニュースレターについては、IAS Plusのウェブサイト参照いただきたい。
(<https://www.iasplus.com/en/publications/global/newsletters/igaap-in-focus/2026/ifrs-18-application>)

区分	区分に含まれる収益及び費用の種類
営業	他の区分に分類されないすべての収益及び費用（すなわち、営業区分はデフォルトの区分である）。これには、企業の主要な事業活動から生じる収益及び費用が含まれるが、それらに限定されない。
投資	次から生じる収益及び費用： ● 関連会社、共同支配企業及び非連結子会社に対する投資 ● 現金及び現金同等物 ● 個別にかつ企業の他の資源からおおむね独立してリターンを生み出すその他の資産
財務	資金の調達を伴う取引から生じる負債からの収益及び費用。当該取引が資金の調達のみを伴うか否かを問わない。なお、負債が資金の調達のみを伴うものではない取引（例えば、棚卸資産の購入から生じる営業債務）から生じる場合には、金利収益及び金利費用（並びに金利変動の影響）のみが財務区分に分類される。
法人所得税	IAS第12号「法人所得税」を適用する税金費用又は税金収益、及びこれに関連する為替差額
非継続事業	IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」で定義される非継続事業から生じる収益及び費用

純損益計算書における区分は、キャッシュ・フロー計算書において用いられる分類とは異なる。例えば、有形固定資産の取得及び処分によるキャッシュ・フローは投資活動によるキャッシュ・フローとして表示されるが、関連する収益及び費用（減価償却、減損及び処分損益など）は、一般に純損益計算書では営業区分に分類される。

営業区分の中では、費用は次のいずれかに基づいて分類し表示しなければならない。

- 性質
- 企業内での機能
- 両方の特徴（混合表示）

IAS第1号とは異なり、IFRS第18号は営業費用の混合表示を認めている。企業は、自らの費用について最も有用な体系化された要約を提供する表示方法を選択しなければならない。その際には次の点を考慮する。

- どの科目が収益性の主要な構成要素又は決定要因を最もよく説明するか
- どの科目が事業がどのように管理され、内部的にどのように報告されているかを最もよく反映するか
- 関連性があるインダストリーの実務
- 特定の費用を機能に配分することがあまりにも恣意的であり、その結果として生じる科目が当該機能を忠実に表現しないことになるかどうか

要点

収益及び費用の分類要求を適用するにあたり、企業は次の重要な点を検討する必要がある可能性がある。

- 企業は、新たな営業、投資及び財務の各区分の下で収益及び費用をどのように分類するかを識別し、勘定体系及び報告体制に変更が必要かを評価する必要がある。企業は、特定の主要な事業活動を有しているかどうかを評価すべきである。これは、特定の収益及び費用の分類に影響を与えるからである。

- 資金の調達のみを伴うものではない取引から生じる負債に係る収益及び費用、為替差額、デリバティブ及びヘッジ手段に係る利得及び損失、並びに投資区分の金額（特に、個別にかつ企業の他の資源からおおむね独立してリターンを生み出す資産の識別に関して）などの項目を分類する際には注意が必要となる場合がある。
- 費用を機能別に表示する場合、IFRS第18号は、特定の性質別費用を単一の注記で開示することを要求している。企業は、自社システムが必要な粒度でこの情報を収集できるように整備しなければならない。
- 企業は、新たな分類がコベナント、報酬パッケージ及びその他の主要な指標にどのような影響を与えるかを評価すべきである。
- 企業は、新たな分類要求から生じる主要業績尺度の変更について、利害関係者に説明する必要がある場合もある。

特定の主要な事業活動

収益及び費用を営業、投資及び財務の各区分に分類するにあたり、企業は、自らが「特定の主要な事業活動」を有しているかどうかを評価すべきである。

IFRS第18号は、2つの主要な事業活動を定めている。

- 特定の種類の資産への投資
- 顧客へのファイナンスの提供

企業がこれらの主要な事業活動のいずれかを有している場合、そうでなければ投資区分又は財務区分に表示されたであろう一部の収益及び費用は、代わりに営業区分に表示される。例えば、投資企業のように主要な事業活動として資産への投資を行っている企業は、当該活動の一環として投資している資産から生じる収益及び費用を営業区分に分類すべきである。

企業は複数の主要な事業活動を有している場合がある。例えば、製品を製造するとともに顧客にファイナン

スを提供している場合がある。しかし、この評価の目的上、関連するのは資産への投資及び顧客へのファイナンスの提供のみである。その他の事業活動は収益及び費用の分類に影響を与えない。

企業が特定の主要な事業活動を有しているかどうかの評価

企業が、そうでなければ投資区分又は財務区分に分類されたであろう収益及び費用を含んだ売上総利益に類似した小計を使用している場合、資産への投資又は顧客へのファイナンスの提供が主要な事業活動であると結論付けられる可能性が高い。これは重要ポイントではあるが、決定的なものでも必須のものでもない。この評価には判断が必要であり、証拠によって裏付けられるべきである。当該小計の重要性を評価するにあたり、企業はそれがどのように使用されているかを検討すべきである。当該小計が外部への業績説明に用いられているか、又は内部的な営業業績のモニタリングに用いられている場合には、企業が特定の主要な事業活動を有していることを裏付ける可能性が高くなる。

企業は、使用している小計だけでなく、すべての関連する事実及び状況を検討すべきである。その他の指標には次のものが含まれる場合がある。

- 該当する場合、IFRS第8号「事業セグメント」に基づいて開示されるセグメント情報
- 資産への投資又は顧客へのファイナンスの提供が、企業の事業目的の達成において有する重要性
- 企業が自らの活動及び業績を外部にどのように説明しているか。
- 業績がどのように評価され、経営幹部に報告されているか。
- マネジャーがどのように報酬を受けているか—例えば、企業が資産に投資している場合、報酬が管理対象資産の公正価値に連動していることがある。

要点

自らが特定の主要な事業活動を有しているかどうかを評価するにあたり、企業は次の重要な点を検討する必要がある可能性がある。

- この評価は焦点を絞ったものである。企業はすべての主要な事業活動を識別する必要はなく、資産への投資及び／又は顧客へのファイナンスの提供が主要な事業活動であるかどうかのみを評価すればよい。これらの活動のみが、特定の収益及び費用が投資区分又は財務区分ではなく営業区分に分類されるかどうかに影響を与えるからである。
- 特定の主要な事業活動の識別には判断が必要であり、関連する証拠によって裏付けられるべきである。

- 企業は、特定の主要な事業活動を有するようになったか、又は有しなくなったかをモニタリングすべきである。変化があれば、関連する収益及び費用の分類を将来に向かって改訂する必要がある場合があるからである。
- この評価は、報告企業全体のレベルで行われる。その結果、連結財務諸表の目的における結論が子会社レベルの結論と異なる場合があり、その場合には連結修正が必要となる可能性がある。

特定の項目への分類要求の適用

資金の調達のみを伴うものではない取引から生じる負債に係る収益及び費用

資金の調達のみを伴うものではない取引から生じる負債の例には次のものが含まれる。

- 財又はサービスに係る営業債務
- リース負債
- 確定給付年金負債

限定的な状況を除き、IFRS第18号は、企業に対し、こうした負債から生じる金利収益及び金利費用（並びに金利変動の影響）についてのみ、財務区分に分類することを要求している。ただし、当該金額が他のIFRS会計基準を適用する目的で識別されている場合に限る。

その結果、単一の負債から生じる収益及び費用が複数の区分に分類される可能性がある。例えば、資産除去債務のような長期引当金にIAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」を適用する場合、企業は次のものを認識する可能性がある。

- 当該負債に係る割引の定期的な振戻し
- 当該負債の測定に用いる割引率の変動の影響
- 当該負債を決済するために必要な支出の最善の見積りの変動の影響

この例では、割引の振戻し及び割引率の変動の影響は財務区分に分類される。これに対し、資産除去債務の決済に必要な支出の最善の見積りの変動は営業区分に分類される。

負債の帳簿価額の変動から生じる収益及び費用を、金利収益及び金利費用（並びに金利変動の影響）とその他の種類の収益及び費用に区分して分解することが企業に要求されるかどうかは、当該負債に適用されるIFRS会計基準の要求事項によって決まる。例えば、IFRS第2号「株式に基づく報酬」は、企業に対し、株式に基づく報酬負債について勤務費用、利息費用及びその他の変動の区分を識別することを要求していない。したがって、企業は現金決済型の株式に基づく報酬義務に関連する報酬費用の利息部分を分解しない。報酬費用は全額を営業区分に分類すべきである。

次で説明するとおり、企業はまた、そのような負債に係る為替差額をどのように分類するかも検討する必要がある。

為替差額

為替差額は、関連する収益及び費用と同じ区分に分類される。ただし、そうすることが過大なコスト又は労力を伴う場合は除く（その場合、為替差額は営業区分に表示される）。

この要求を適用するにあたり、企業は次の点を検討すべきである。

- 営業債務又はリース負債のような負債については、関連する収益及び費用が複数の区分に分類されている可能性があるため、判断が必要となる場合がある。そのような場合、為替差額は1つの区分に分類すべきであり、複数の区分に分割すべきではない。類似の負債については一貫して取り扱うべきである。
- 為替差額を過大なコスト又は労力を理由に営業区分に分類すべきかどうかの評価は、各項目ごとに、関連する事実及び状況に基づいて個別に行われる。企業は、何が過大なコスト又は労力に該当するかについて、明確なアプローチを定義し適用すべきである。

グループ内貸付金から生じる為替差額

IFRS第18号は、連結上消去されたグループ内貸付金から生じる為替差額を連結財務諸表においてどのように分類するかを扱っていない。

2026年3月のIFRIC Update²には、IFRS解釈指針委員会による結論が含まれており、そのような差額については、次のいずれかに分類するという会計方針の選択が存在するとされている。

- デフォルトとして営業区分に分類する、又は
- 連結上消去される前に企業グループ内貸付金から生じた収益及び費用が分類されたであろう同じ区分に分類する

デリバティブ及びヘッジ手段に係る利得及び損失

IFRS第18号は、デリバティブ及び指定されたヘッジ手段に係る利得及び損失を、当該金融商品がどのように使用されているかに応じて分類する。出発点は、当該デリバティブが識別されたリスクを管理するために使用されているかどうかである。

- 指定されたヘッジ手段については、純損益に認識される利得及び損失は、ヘッジされているリスクの影響を受ける収益及び費用と同じ区分に分類される。そうすることで当該利得及び損失のグロスアップが必要となる場合には、金額の全体を営業区分に分類する。
- 識別されたリスクを管理するために使用されているがヘッジ手段として指定されていないデリバティブ（いわゆる経済的ヘッジ）については、利得及び損失は一般に、管理されているリスクの影響を受ける収益及び費用と同じ区分に分類される。そうすることで利得及び

損失のグロスアップが必要となる場合、又は過大なコスト若しくは労力を伴う場合には、金額の全体を営業区分に分類する。

- 識別されたリスクを管理するために使用されていないデリバティブについては、利得及び損失の分類は、それが資金の調達のみを伴う取引に関連するかどうかによって決まる。

○ 当該デリバティブが資金の調達のみを伴う取引に関連している場合、その利得及び損失は財務区分に分類される。ただし、顧客へのファイナンスの提供を主要な事業活動とする企業については、個別の要求事項に従う。

○ 当該デリバティブが資金の調達のみを伴う取引に関連していない場合、その利得及び損失は営業区分に分類される。

デリバティブを経済的ヘッジとして使用している企業は、自社のリスク管理文書において、それらの金融商品がどのように使用されているかを明確に説明し、関連する分類結果を裏付けるべきである。

個別にかつ企業の他の資源からおおむね独立してリターンを生み出す資産

個別にかつ企業の他の資源からおおむね独立してリターンを生み出す資産からの収益及び費用は、当該資産が特定の主要な事業活動の一部として保有されていない限り、投資区分に分類される。特定の主要な事業活動の一部として保有されている場合は、関連する収益及び費用は営業区分に分類される。これに対し、独立してリターンを生み出さない資産からの収益及び費用は営業区分に分類される。資産がどのようにしてリターンを生み出すかを評価するにあたり判断が必要となる場合がある。

個別にかつおおむね独立してリターンを生み出す資産については、企業は、それらの資産への投資が主要な事業活動であるかどうかを、資産ごとに評価することも、類似した特徴を有する資産をグループ化して評価することもできる。金融資産については、そのグループ化は、IFRS第7号「金融商品：開示」で識別される金融資産のクラスより上位のレベルでは行ってはならない。

経営者が定義した業績指標：新たな開示要求

IFRS第18号は、Non-GAAP指標の一部である経営者が定義した業績指標（MPM）についての開示要求を導入している。MPMとは、次に該当する収益及び費用の小計である。

- 財務諸表の外での一般とのコミュニケーションにおいて使用されている

2 日本語訳について、企業会計基準委員会（ASBJ）のウェブサイト参照いただきたい。（https://www.asb-j.jp/wp-content/uploads/sites/4/ifric_202603.pdf）

- 企業全体の財務業績の一側面についての経営者の見方を伝えるために使用されている
- IFRS第18号118項に列挙されておらず、他のIFRS会計基準によって表示又は開示が具体的に要求されていない

企業がMPMを使用している場合には、当該指標を財務諸表における単一の注記で開示しなければならない。

MPMごとに、その開示は明確に名称を付け、また、その指標が何を伝えているのかを忠実に表現し、財務諸表利用者の誤解を招かないように記述されなければならない。これには次のものを含めるべきである。

- 経営者の見解において、そのMPMによって伝えられる財務業績の一側面の記述、及び経営者の見解において、そのMPMが企業の財務業績に関する有用な情報を伝えるという理由の説明
- そのMPMがどのように計算されているのかに関する情報
- そのMPMと、IFRS第18号118項に列挙されている最も直接的に比較可能な小計、又はIFRS会計基準で表示若しくは開示が具体的に要求されている合計若しくは小計との調整表
- その調整表において開示している各項目についての法人所得税への影響及び非支配持分への影響
- 法人所得税への影響がどのように算定されているのかの記述

これらの要求事項は、上場企業又は公開企業だけでなく、すべての企業に適用される。

MPMの例には次のものが含まれる。

- IFRS会計基準で定められている合計又は小計（例えば営業利益）を調整して、非経常的収益又は費用、又は特定の非資金的費用を除外した小計、又は
- IFRS会計基準とは異なる会計方針を適用して作成された小計

要点

MPMに関するIFRS第18号の要求事項を適用するにあたり、企業が検討する必要がある主な点には次のものが含まれる。

- 多くの証券監督当局はNon-GAAP指標に関するガイドラインを公表している。適用される規制により企業が財務諸表の外での一般とのコミュニケーションにNon-GAAP指標を含めることが認められており、かつ当該企業がMPMの定義を満たす指標を公表している場合、IFRS第18号は、それを財務諸表に開示することを要求している。
- 企業は、財務諸表の外における一般とのコミュニケーションのすべて（企業報告機能の外で発行されるコミュニケーションを含む）を見直し、MPMの定義を満たす収益及び費用の小計を識別すべきである。これには、分子又は分母がそのような小計である財務比率も含まれる。ある指標がMPMであるかどうか（例えば、IFRS第18号で定

義される収益及び費用の小計であるかどうか）を決定するには、判断が必要となる場合がある。

- 一般とのコミュニケーションにおいて使用している収益及び費用の小計は、企業全体の財務業績についての経営者の見方を伝えていると推定される。その推定は、当該小計が別の目的で使用されていることを示す合理的で裏付け可能な証拠がある場合に限り反証することが認められている。
- 各MPMは、それぞれが何を測定しているかを忠実に表現し、財務諸表利用者の誤解を招かないように、明確に名称を付け記述されるべきである。
- IFRS第18号BC360項で指摘されているとおり、MPMが何を測定しているのかを忠実に表現すべきという要求は、透明なコミュニケーションに関するものであって、その指標が「良い」指標なのか「悪い」指標なのかに関する情報は提供しない。

集約及び分解：より明確な原則と判断

IFRS第18号は、企業が基本財務諸表及び注記において情報をどのように集約及び分解すべきかを明確にしている。重要性がある情報は分解されるべきである。集約された項目には明確な名称を付けるべきであり、「その他」は、より有益な名称が見つけれない場合にのみ使用するべきである。

基本財務諸表において区分して表示されることが必要となるのは、それが有用な体系化された要約を提供する場合に限られる。他のIFRS会計基準がそれを最低限の科目として識別している場合であっても同様である。追加の科目及び小計は、それらが当該要約を改善する場合にのみ表示すべきである。

これらの原則を適用するにあたり、企業は次のようにすべきである。

- 類似した特徴を共有している項目を集約し、異質な特徴を有する項目を分解する
- 重要性がある情報を不明瞭にせず、理解可能性を低下させない方法で項目を集約する
- 基本財務諸表及び注記の相互補完的な役割を反映する方法で情報を表示する

要点

集約及び分解に関するIFRS第18号の要求事項を適用するにあたり、企業が検討する必要がある主な点には次のものが含まれる。

- 基本財務諸表及び注記を一体として見直し、表示された情報がIFRS第18号の集約及び分解の要求事項に準拠していることを確認すること。
- 基本財務諸表の科目及び注記に開示される項目について、明確でより有益な名称を使用し、より意味のある名称が見つけれない場合にのみ「その

他」を用いること。

- 重要性がある情報が過度の集約や不要な詳細によって不明瞭にならないように、適切な詳細レベルを決定する判断を行う。

その他の検討事項

IFRS第18号の予想される影響の開示

IFRS第18号を適用開始前の期間において、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」は、当該基準が公表済みであるが未発効であること、及び、その適用による可能性のある影響を評価するうえで関連する、既知又は合理的に見積り可能な情報をあわせて開示することを企業に要求している。その開示の範囲は企業の導入進捗に依存し、重大な判断、会計方針及び主要な純損益指標への影響が含まれる場合がある。

他のIFRS会計基準に対する結果的修正

企業は、IFRS第18号によって導入された結果的修正も検討すべきである。特に次の点である。

● IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」

営業活動によるキャッシュ・フローを間接法で報告する際の出発点として営業利益を用いることを要求する。また、大半の企業について、利息及び配当のキャッシュ・フローに関する表示の選択肢を削除する。その結果、利息及び配当の現金支出は一般に財務活動によるキャッシュ・フローに、利息及び配当の現金収入は一般に投資活動によるキャッシュ・フローに分類される。

● IAS第33号「1株当たり利益」

追加的な1株当たり利益数値を基本財務諸表に表示する選択肢を削除する。追加的な1株当たり利益数値は、分子がIFRS第18号で識別される合計若しくは小計又はMPMである場合に限り、注記においてのみ開示することができる。

IFRS第18号適用初年度における期中財務報告

IAS第34号「期中財務報告」に基づいて期中財務報告書を作成する企業は、次の点を検討すべきである。

- IFRS第18号は適用初年度の期中期間にも適用される。例えば、12月決算の企業は、四半期報告企業であれば2027年3月31日、半期報告企業であれば2027年6月30日の期中財務報告書に新たな要求事項を反映すべきである。
- 当該期中財務報告書において、企業は、IFRS第18号

を適用することにあたって用いると見込まれる見出しと、本基準で要求されている小計を表示しなければならない。

- MPMに関する開示要求は、期中財務報告書にも適用される。
- 企業は、集約及び分解に関する明確化された要求事項を含め、IFRS第18号が期中財務報告書に与えるより広範な影響も検討すべきである。

参考資料

本ニュースレターは、IFRS第18号の選択された側面を取り上げている。新基準のより包括的な説明及び実務上の影響については、DeloitteのDART上のiGAAP [購読者限定]³で入手可能である。

IFRS解釈指針委員会

IFRS解釈指針委員会は、IFRS第18号の適用に関するいくつかのアジェンダ決定をすでに公表しており、引き続き関連する論点を検討している。これまでに扱われたトピックには次のものが含まれる。

- グループ内の貨幣性負債（又は資産）から生じる為替差額の分類（上述のとおり）
- 親会社の個別財務諸表の目的上の特定の主要な事業活動の評価
- 費用を性質別に開示する要求の範囲
- 正味エクスポージャーに対する為替リスクを管理するデリバティブに係る利得及び損失の分類

企業は、さらなるガイダンスのためにIFRS解釈指針委員会の活動をモニタリングすべきである。

規制当局の見解

- 2026年3月に、証券監督者国際機構（IOSCO）は、同機構の「Non-GAAP Financial Measuresに関する声明」⁴を更新し、当該声明で論じられている非GAAP財務指標と、IFRS第18号で定義されるMPMのような財務指標との相互関係に対応した。
- 2026年2月に、欧州証券市場監督機構（ESMA）は、「Reshaping performance: Implementation of IFRS 18 Presentation and Disclosure in Financial Statements」⁵と題する公開声明を公表し、欧州の上場発行体に対する詳細な導入上の期待を示した。この声明は、本ニュースレターで扱っている領域と類似する論点を強調している。

3 購読者は、DeloitteのiGAAP on DARTのサイトからアクセス可能である。（<https://dart.deloitte.com/iGAAP/home/financial-reporting/igaap/vol-a-a-guide-ifs-reporting/a4-presentation-disclosure-in-financial-statements>）

4 IOSCOのウェブサイトを参照いただきたい。（<https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD814.pdf>）

5 ESMAのウェブサイトを参照いただきたい。（https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/2026-02/ESMA32-193237008-9180_Public_Statement_IFRS_18.pdf）

ESMAはまた、Q&A 2775⁶を公表しており、IFRS第18号で定義される経営者が定義した業績指標と、ESMAの代替的業績指標ガイドラインとの相互関係を説明している。

- 米国では、証券取引委員会（SEC）が、登録会社によって一般に伝達されるためには、当該指標は、登録会社に適用される範囲において、Regulation G及びRegulation S-K Item 10(e)の双方に含まれるSECのNon-GAAP指標に関する規則に準拠していなければならない旨を指摘している。

他の規制当局も、IFRS第18号の初度適用に関するガイダンスを公表する場合がある。企業は、提出義務を有する法域において規制当局が公表するガイダンスを、主要な情報源として利用しなければならない。

以 上

⁶ ESMAのウェブサイト参照いただきたい。
(<https://www.esma.europa.eu/publications-data/questions-answers/2775>)

IASBは、関連会社及び共同支配企業に対する投資の公正価値オプションの修正を最終化する

注：本資料はDeloitteのIFRS Global Officeが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。

この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレター¹をご参照下さい。

トーマツIFRSセンター・オブ・エクセレンス

本IGAAP in Focusでは、国際会計基準審議会（IASB）が2026年6月26日に公表した「関連会社及び共同支配企業に対する投資についての公正価値オプションの修正」に示されているIAS第28号「関連会社及び共同支配企業」の修正を解説する。

- 現在、IAS第28号は、関連会社又は共同支配企業に対する投資が、ベンチャー・キャピタル企業、ミューチュアル・ファンド、ユニット・トラスト及び「類似の企業」（投資関連保険ファンドを含む）である企業によって保有されている場合には、企業が、IFRS第9号「金融商品」に従って純損益を通じて公正価値で測定することを選択することを認めている。
- IASBは、IAS第28号を修正し、「類似の企業」には、IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」の49項(a)に示されている、特定の種類の資産への投資を主要な事業活動として有している企業が含まれることを明確化する。
- IASBは、企業がIFRS第18号の適用と同時に、公正価値オプションの使用に関するIFRS第18号の既存の経過措置を用いて、本修正を適用する。

背景

現在、IAS第28号は、関連会社又は共同支配企業に対する投資がベンチャー・キャピタル企業、ミューチュアル・ファンド、ユニット・トラスト及び類似の企業（投資関連保険ファンドを含む）である企業によって保有されている場合には、企業が、当該投資をIFRS第9号に

従って純損益を通じて公正価値で測定することを、当初測定時に選択することを認めている。

この選択の適用における多様性及びIFRS第18号に従った純損益計算書における収益及び費用の分類への影響に関する利害関係者、特に保険業界からのフィードバックを受けて、IASBは、当該目的においてどの企業が「類似の企業」とみなされるか明確化するために、狭い範囲の修正を公表することを決定した。

本修正

IASBは、IAS第28号を修正し、特定の種類の資産（IFRS第18号49項(a)に示されている）への投資を主要な事業活動として有している企業が、IAS第28号の公正価値オプションを適用することに適格である「類似の企業」であることを明確化する。

見解

本修正案は、IAS第28号における公正価値オプションを用いて測定される投資からの収益及び費用が、純損益計算書において営業区分に分類されることを、必ずしも意味しない。営業区分または投資区分のどちらの分類が適切であるかを決定するために、IFRS第18号の要求事項を引き続き適用する必要がある。

発効日、経過措置

IASBは、企業がIFRS第18号を適用するのと同時に、同じ基礎で本修正を適用することが要求される。企業が

¹ 英語版ニュースレターについては、IAS Plusのウェブサイト参照いただきたい。
(<https://www.iasplus.com/en/publications/global/newsletters/igaap-in-focus/2026/fvo>)

IFRS第18号C1項に従ってIFRS第18号を早期適用することを選択し、その早期適用の期間が2026年6月26日より前に開始する場合には、企業はIFRS第18号C7項に従って、2026年6月26日以後に終了する報告期間から本修正を適用することが要求される。

以 上

会計基準等開発動向

2026年8月5日時点

【企業会計基準委員会 ASBJ】

■公開草案公表中

項目	内容	ステータス
金融商品に関する会計基準	日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損並びに金融商品の分類及び測定についての会計基準の開発に向けて、検討が行われている。	予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損について、2025年10月29日付で、企業会計基準公開草案第89号「金融商品に関する会計基準(案)」等が公表され、2026年2月6日まで意見募集が行われていた。 現在、公開草案に寄せられたコメントへの対応が検討されている。 金融商品の分類及び測定（減損プロジェクトの範囲に含めた領域を除く）について、2026年2月より見直しに着手されている。 フェーズ1として予想信用損失モデルの適用範囲と関連する領域について優先して検討を行い、その他の領域（株式を含む）についてはフェーズ1の検討が一巡した後にフェーズ2として検討を開始することが予定されている。

■専門委員会で審議中

項目	内容	ステータス
金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い	資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについて検討が行われている。	資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについては、2022年3月15日に、「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するICOトークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」が公表された。2022年6月8日にコメントが締め切られ、現在、論点整理に寄せられたコメントへの対応が検討されている。 このうち、暗号資産の発行者が発行時に自己に割り当てた暗号資産の会計上の取扱いについて、2022年11月7日の第490回企業会計基準委員会において審議が行われ、ASBJにおける議論の内容を周知するために、議事概要別紙 (https://www.asb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/4/20221107_490g_02.pdf) が公表された。
子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損の関係	JICPAから公表されている会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」（2024年7月1日に移管指針第4号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」としてASBJに移管）に定められる連結財務諸表におけるのれんの追加的な償却処理について、子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損の関係を踏まえ、検討が行われている。	2017年10月より検討が開始されている。
継続企業に関する会計基準	JICPAが公表した実務指針等のうち会計に関する指針に相当すると考えられる記載の移管を行うことに焦点を当て、継続企業に関する会計基準の開発が行われている。	2025年2月より検討が開始されている。
繰延資産に係る会計上の取扱い	2024年7月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、繰延資産に係る会計上の取扱いについて、今後、検討する予定とされている。	今後、他のプロジェクトの状況やリソースの状況を踏まえて、検討を開始する予定とされている。

項目	内容	ステータス
排出量取引制度に係る会計上の取扱い	2025年7月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」に基づく法的義務を伴う排出量取引制度の対象事業者を対象とした会計処理及び開示に関して、検討が行われている。あわせて、実務対応報告第15号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」との関係を整理する予定とされている。	2025年12月より検討が開始されている。
後発事象に関する会計基準	JICPAが公表した実務指針等のうち会計に関する指針に相当すると考えられる記載の移管を行うことに焦点を当てて、後発事象に関する会計基準の開発が行われている。	第1段階として、監査基準報告書560実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を踏襲し移管することとされ、2026年1月9日付で、企業会計基準第41号「後発事象に関する会計基準」等が公表された。 当該会計基準等では、計算書類等の確認日後、財務諸表の公表の承認日までに生じた修正後発事象を開示後発事象に準じて取り扱う特例的な取扱いが踏襲されており、この特例的な取扱いの抜本的な見直しを行うか否かの検討時期については、有価証券報告書と事業報告等の一体開示の検討の状況等を踏まえて今後判断することとされている。
資金決済法等の改正に伴う電子決済手段に係る会計上の取扱い	資金決済に関する法律の改正及び電子決済手段等取引業者に関する内閣府令等の改正に伴い、実務対応報告第45号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」の改正に関する検討が行われている。	2026年6月より検討が開始され、2026年8月に公開草案を公表することが目標とされている。

■基準諮問会議でテーマアップの要否を審議中

項目	内容	ステータス
のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更	(1)のれんの非償却を導入 (2)のれん償却費の計上区分変更	第54回基準諮問会議（2025年7月11日開催）において経済同友会等より会計基準レベルの新規テーマとして提案され、企業会計基準として改善が見込まれるかどうかについて、ASBJに意見聴取を依頼することとされた。 第55回基準諮問会議（2025年11月17日開催）においては、可能な限り追加的な意見聴取をASBJに依頼して進めていくとともに、事務局において会計基準としての改善に繋がるかどうかの評価を進めるとされた。 第56回基準諮問会議（2026年3月13日開催）においては、収集した情報の整理をウェブサイト公表し、基準諮問会議においてテーマ提案に関する判断を行うための材料として上乘せすべきものがないかどうかについて情報要請を行うこととされ、2026年4月1日から2026年6月5日まで意見募集が行われていた。 第57回基準諮問会議（2026年7月27日開催）においては、これまでに行われた意見聴取及び情報収集に基づいた事務局による分析と、これらの分析を踏まえた以下の事務局提案について審議が行われた。 (事務局提案) ●のれんを一定の期間にわたって償却を行う基本的な会計処理の枠組みは変更しない。

項目	内容	ステータス
		● 次の事項をASBJに提言する。 ① これまでの取組みで聞かれた実務上の課題について、会計基準における償却期間及び償却方法の考え方を明らかにすることにより対応が図られるかどうかを検討する。実務上の課題への対応が図られると判断される場合には、当該考え方を示す取組みを進める。 ② 償却費を営業費用に計上する会計処理の下で、のれん償却前営業利益に関する情報提供のための見直しが会計基準の改善をもたらすかどうかについて検討する。会計基準の改善をもたらすと判断される場合には、会計基準の開発を行う。 ● 無形資産については、まずは事務局として過去の検討状況の整理を行う。
連結財務諸表における取扱い	(1) 連結子会社における親会社株式の売却損益の会計処理 (2) 連結子会社における追加取得時のその他の包括利益累計額の会計処理	第54回基準諮問会議（2025年7月11日開催）において学識経験者より会計基準レベルの新規テーマとして提案された。 第57回基準諮問会議（2026年7月27日開催）において、次回以降、事務局の分析を提示する予定であるとされた。

■今後、開発に着手するか否かを判断

項目	内容	ステータス
該当なし		

■その他の日本基準の開発に関する事項

項目	内容	ステータス
該当なし		

【サステナビリティ基準委員会 SSBJ】

■今後開発が予定されるSSBJ基準

項目	内容	ステータス
「SASBスタンダード」の修正及び「IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス」の修正	ISSBより、ISSB基準を適用する企業に対して適時の支援を行うための「SASBスタンダード」の向上を目的として、次の公開草案が公表された。 (1) 2025年7月3日公表、公開草案『「SASBスタンダード」の修正案』及び公開草案『「IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス」の修正案』（いずれもコメント期限：2025年11月30日） (2) 2026年3月26日公表、公開草案『「SASBスタンダード」及び「IFRS S2号産業別ガイダンス」に対する修正案』（コメント期限：2026年7月24日） ISSBにより確定基準が公表される時期は未定である。 SSBJ基準では、サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」において、「SASBスタンダード」（2025年12月最終改訂）を参照し、考慮することが要求されるガイダンスの情報源として定めている。	ISSBによって「SASBスタンダード」が修正された場合、SSBJにおける対応を検討することが考えられるとされている。

項目	内容	ステータス
	このため、SSBJでは、ISSBによって「SASBスタンダード」が修正された場合、参照先の「SASBスタンダード」を最新のものに更新することについて、検討を行うことになるとされている。	

【日本公認会計士協会 JICPA】

会計制度委員会実務指針、監査・保証実務委員会実務指針及び業種別委員会実務指針のうち会計処理の原則及び手続を定めたもの

項目	内容	ステータス
該当なし		

【金融庁】

項目	内容	ステータス
金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律	我が国の金融・資本市場の変化に対応しつつ、成長資金供給を拡大するとともに、市場の公正性・透明性及び投資者保護を確保するため、「サステナビリティ情報の開示・保証」（①一定のプライム市場上場企業に対し、サステナビリティ開示基準に基づく情報開示及び第三者保証を義務付け ②保証の提供者に対し、登録制・業規制を導入）等、各種制度を整備するものである。	左記法律が2026年7月15日付で成立し、2026年7月23日付で公布されている。 左記法律は、原則として、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するとされている。 ただし、特定非財務情報の開示及び監査証明に関する経過措置として、2027年4月1日以後に開始する事業年度に係る対象書類について適用するとされている。
コーポレートガバナンス・コード改訂	「コーポレートガバナンス・コードの改訂に関する有識者会議」においてコーポレートガバナンス・コードの改訂案が取りまとめられたことを踏まえ、有価証券上場規程の別添「コーポレートガバナンス・コード」を改訂するもの。	左記改訂が2026年7月21日付で金融庁及び（株）東京証券取引所により公表された。 上場会社は、遅くとも2027年7月末日までに、改訂版コードに関する事項について記載したコーポレートガバナンス報告書を提出する必要があるとされている。

【法務省】

項目	内容	ステータス
会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する中間試案	2005年に成立した会社法（平成17年法律第86号）については、二度にわたって実質的な見直しがされたが、近年の社会経済情勢の変化等に伴い、検討することが必要な課題が複数指摘されるに至っている。 これを受けて、法制審議会会社法制（株式・株主総会等関係）部会において「会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する中間試案」が取りまとめられ、意見募集が行われるものである。	2026年4月2日付で左記中間試案が公表され、2026年5月22日まで意見募集が行われていた。 今後、中間試案に対して寄せられた意見を踏まえ、要綱案の取りまとめに向けて、引き続き審議を行う予定とされている。

新刊書籍のご案内

AI時代の人材マネジメント 人間の価値を最大化する条件

株式会社日経BP

AIが当たり前となる時代、企業の競争力は「AIそのもの」ではなく、「AIを使いこなし価値を生み出す人材と組織」にあります。

AIのコモディティ化を前提に、企業として誰に何を任せ、何をAIに委ねるかを見極めながら、本書は人とAIの役割分担を再定義し、若手の成長支援やシニアの価値発揮も含めて、採用・育成・異動・評価をどう見直すべきかを、AI時代の人材マネジメントの新たな常識として考察しています。

定価 2,420円(税込)
2026年8月刊
ISBNコード：
978-4-296-22031-1



発行済の書籍についてはWebサイトでご覧下さい。
市販の書籍 <https://www.deloitte.com/jp/ja/our-thinking/publications.html>

会計情報

発行日 令和8年8月20日(毎月20日発行)
第601 9月号
発行所 有限責任監査法人トーマツ
テクニカルセンター
〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-3-2 丸の内二重橋ビルディング
冊子の宛先変更・配送停止をご希望の方は以下メールアドレスまでご連絡ください。
JPTOKYOTRC_Mailing@tohmatu.co.jp

有限責任監査法人トーマツ <http://www.deloitte.com/jp/audit>
トーマツ会計情報 <http://www.deloitte.com/jp/atc>

本誌掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Deloitte.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーである合同会社デロイト トーマツ グループならびにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、合同会社デロイト トーマツ、デロイト トーマツ税理士法人およびDT弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内30都市以上に2万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループWebサイト、www.deloitte.com/jpをご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、Deloitte Touche Tohmatsu Limited(“Deloitte Global”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人(総称して“デロイトネットワーク”)のひとつまたは複数指します。Deloitte Globalならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。Deloitte Globalおよびその各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。Deloitte Globalはクライアントへのサービス提供を行います。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。
デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、Deloitte Globalのメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市(オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む)にてサービスを提供しています。

Deloitte(デロイト)は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート(非公開)企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来180年の歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス(存在理由)として標榜するデロイトの約46万人の人材の活動の詳細については、www.deloitte.comをご覧ください。

本冊子は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、Deloitte Touche Tohmatsu Limited(“Deloitte Global”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人(総称して“デロイトネットワーク”)が本冊子をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本冊子における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約(明示・黙示を問いません)をするものではありません。またDeloitte Global、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本冊子に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対しても責任を負いません。Deloitte Globalならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2026. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001